

第四十一回

參議院内閣委員会議録 第七号

(七〇)

昭和三十七年八月二十八日(火曜日)

午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君

理事

委員

下村 定君

鶴園 哲夫君

山本伊三郎君

大谷藤之助君

栗原 祐幸君

源田 実君

小柳 牧衛君

塙見 野知 浩之君

林田 正治君

横川 正市君

田畠 金光君

小林 篤一君

大橋 武夫君

志賀健次郎君

國務大臣

國務大臣

政府委員

内閣法制局

人事院事務総局

局給与局長

内閣總理大臣

官房公務員制

度調査室長

行政管理局行

政務次官

行政管理局長

防衛厅防衛局長

郵政政務次官

保岡 武久君

宇田 國榮君

山口 一夫君

質問を済ましてしまいたいと思います

事務局側

常任委員 伊藤 清君

説明員

内閣法制局 真山 秀夫君

総務主幹

防衛厅教育局長 小幡 久男君

防衛厅衛生局長 軽部弥生二君

防衛厅装備局長 藤田 忠寛君

局管理課長

下村 酉君

鶴園 哲夫君

山本伊三郎君

大谷藤之助君

栗原 祐幸君

源田 実君

小柳 牧衛君

塙見 野知 浩之君

林田 正治君

横川 正市君

田畠 金光君

小林 篤一君

大橋 武夫君

志賀健次郎君

國務大臣

國務大臣

政府委員

内閣法制局

人事院事務総局

局給与局長

内閣總理大臣

官房公務員制

度調査室長

行政管理局行

政務次官

行政管理局長

防衛厅防衛局長

郵政政務次官

保岡 武久君

宇田 國榮君

山口 一夫君

質問を済ましてしまいたいと思います

本日の会議に付した案件

○国家行政組織及び国家公務員制度等

(○公務員の給与問題に関する件)

(○国の防衛問題に関する件)

(○行政不服審査法案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

(○行政不服審査法の施行に伴う関係法

律の整理等に関する法律案(第四十

回国会内閣提出、衆議院送付)

(○行政不服審査法の施行に伴う関係法

律の整理等に関する法律案(第四十

回国会内閣提出、衆議院送付)

(○委員長(村山道雄君)これより内閣

委員会を開会いたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等

に関する調査を議題とし、公務員の給

与問題について調査を行ないます。政

府側から大橋給与担当国務大臣、滝本

人事院給与局長、増子公務員制度調査

度調査室長が出席しております。

質疑のある方は、順次御発言を願い

ます。

○横川正市君 予算委員会も開かれて

いることですから、先に大臣に二、三

最後に、財源の検討ということがあ

が、同僚議員からたび重ねて質問をさ

れておりますので、その内容について

は御案のことと思ひますが、まず勧

告をいつから実施するのかという点に

ついて、先般大蔵省の政務次官の意見

を聞きますと、三つの問題で検討して

いるので、現在確答ができないとい

うことありました。その一つは、国民

経済全般に影響する問題、第二には、

一般職の公務員以外の地方公務員、自

衛隊ないしは三公社五現業等に影響す

る問題、それから最後に、財源の検

討、こういうことで現在検討中だとい

う答弁があつたわけありますが、私

はまず第一に、国民経済全般に影響す

る問題では、さきに鶴園君の言つた經

済の移行に伴つて公務員の生活環境が

ら追つかけつことそされ、このことが

日本経済に悪影響するというような状

態ではないといふことで、すみやかに

これは解決をしなければならぬのだ

と思つてゐるし、それから地方公務員、三

公社五現業、自衛隊等についても経済

上の問題から言えど同一問題があると

思う。それにもまして私は、これは影響

するところが大だからということで最

後の結論を左右するようなものではな

くて、結論といふのはおのずと人事院

の勧告については善処、尊重するとい

うのが、これは從来から池田内閣の

とつてきました方針でありますから、そう

いう意味からいきますと、これは理由

にして理由にならないといふ考え方を

持つております。

が、同僚議員からたび重ねて質問をさ

れておりますので、その内容について

は御案のことと思ひますが、まず勧

告をいつから実施するのかといふ点に

ついて、先般大蔵省の政務次官の意見

を聞きますと、三つの問題で検討して

いるので、現在確答ができないとい

うことありました。その一つは、国民

経済全般に影響する問題、第二には、

一般職の公務員以外の地方公務員、自

衛隊ないしは三公社五現業等に影響す

る問題、それから最後に、財源の検

討、こういうことで現在検討中だとい

う答弁があつたわけありますが、私

はまず第一に、国民経済全般に影響す

る問題では、さきに鶴園君の言つた經

済の移行に伴つて公務員の生活環境が

ら追つかけつことそされ、このことが

日本経済に悪影響するというような状

態ではないといふことで、すみやかに

これは解決をしなければならぬのだ

と思つてゐるし、それから地方公務員、三

公社五現業、自衛隊等についても経済

上の問題から言えど同一問題があると

思う。それにもまして私は、これは影響

するところが大だからということで最

後の結論を左右するようなものではな

くて、結論といふのはおのずと人事院

の勧告については善処、尊重するとい

うのが、これは從来から池田内閣の

とつてきました方針でありますから、そう

いう意味からいきますと、これは理由

にして理由にならないといふ考え方を

持つております。

が、同僚議員からたび重ねて質問をさ

れておりますので、その内容について

は御案のことと思ひますが、まず勧

告をいつから実施するのかといふ点に

ついて、先般大蔵省の政務次官の意見

を聞きますと、三つの問題で検討して

いるので、現在確答ができないとい

うことありました。その一つは、国民

経済全般に影響する問題、第二には、

一般職の公務員以外の地方公務員、自

衛隊ないしは三公社五現業等に影響す

る問題、それから最後に、財源の検

討、こういうことで現在検討中だとい

う答弁があつたわけですが、私

はまず第一に、国民経済全般に影響す

る問題では、さきに鶴園君の言つた經

済の移行に伴つて公務員の生活環境が

ら追つかけつことそされ、このことが

日本経済に悪影響するというような状

態ではないといふことで、すみやかに

これは解決をしなければならぬのだ

と思つてゐるし、それから地方公務員、三

公社五現業、自衛隊等についても経済

上の問題から言えど同一問題があると

思う。それにもまして私は、これは影響

するところが大だからということで最

後の結論を左右するようなものではな

くて、結論といふのはおのずと人事院

の勧告については善処、尊重するとい

うのが、これは從来から池田内閣の

とつてきました方針でありますから、そう

いう意味からいきますと、これは理由

にして理由にならないといふ考え方を

持つております。

が、同僚議員からたび重ねて質問をさ

れておりますので、その内容について

は御案のことと思ひますが、まず勧

告をいつから実施するのかといふ点に

ついて、先般大蔵省の政務次官の意見

を聞きますと、三つの問題で検討して

いるので、現在確答ができないとい

うことありました。その一つは、国民

経済全般に影響する問題、第二には、

一般職の公務員以外の地方公務員、自

衛隊ないしは三公社五現業等に影響す

る問題、それから最後に、財源の検

討、こういうことで現在検討中だとい

う答弁があつたわけですが、私

はまず第一に、国民経済全般に影響す

る問題では、さきに鶴園君の言つた經

済の移行に伴つて公務員の生活環境が

ら追つかけつことそされ、このことが

日本経済に悪影響するというような状

態ではないといふことで、すみやかに

これは解決をしなければならぬのだ

と思つてゐるし、それから地方公務員、三

公社五現業、自衛隊等についても経済

上の問題から言えど同一問題があると

思う。それにもまして私は、これは影響

するところが大だからということで最

後の結論を左右するようなものではな

くて、結論といふのはおのずと人事院

の勧告については善処、尊重するとい

うのが、これは從来から池田内閣の

とつてきました方針でありますから、そう

いう意味からいきますと、これは理由

にして理由にならないといふ考え方を

持つております。

が、同僚議員からたび重ねて質問をさ

れておりますので、その内容について

は御案のことと思ひますが、まず勧

告をいつから実施するのかといふ点に

ついて、先般大蔵省の政務次官の意見

を聞きますと、三つの問題で検討して

いるので、現在確答ができないとい

うことありました。その一つは、国民

経済全般に影響する問題、第二には、

一般職の公務員以外の地方公務員、自

衛隊ないしは三公社五現業等に影響す

る問題、それから最後に、財源の検

討、こういうことで現在検討中だとい

う答弁があつたわけですが、私

はまず第一に、国民経済全般に影響す

る問題では、さきに鶴園君の言つた經

済の移行に伴つて公務員の生活環境が

ら追つかけつことそされ、このことが

日本経済に悪影響するというような状

態ではないといふことで、すみやかに

これは解決をしなければならぬのだ

と思つてゐるし、それから地方公務員、三

公社五現業、自衛隊等についても経済

上の問題から言えど同一問題があると

思う。それにもまして私は、これは影響

するところが大だからということで最

後の結論を左右するようなものではな

くて、結論といふのはおのずと人事院

の勧告については善処、尊重するとい

うのが、これは從来から池田内閣の

とつてきました方針でありますから、そう

いう意味からいきますと

○横川正市君 そうすると、前段の大臣としては、他に影響するところ云々など、ということは勧告実施についてあまり問題としない、財源問題で現在検討している。その時期は九月ないし九月末と、こうしたことだ、こういうことになると、この議会では、そうすると、勧告実施については明確に答弁をせすして、善処、慎重でもっていくつもりなんですか。それとももう少し明らかにして、実施期日についてほぼこの程度というような程度までの態度を明らかにするということはできないまま済ませられるのかどうか、その点どうです。

○國務大臣(大橋武夫君) 私自身いたしましては、できれば今国会の会期中にもおおよそのめどをつけて申し上げるよういたしたいと思って努力をいたしましたのでございますが、しかし、大蔵当局の財源についての見通しが困難である以上は、ちょっとこれにはやはり時期を待つほかないような印象を受けておるのでございまして、したがつて、現在の段階といたしましては、まことに残念でございますが、この国会の会期中に、いつから実施するといふはつきりしたお答えをいたすことはずむかしいのではないかと思ひます。

○横川正市君 これは私は勧告のよつて来たる性格について今ここで再認識をしていただくために時間を取りことは避けたいと思います。前回の人事院の勧告は、これは非常にすみやかな時期に実施することを政府は声明をいたして、そういう意味ではきわめて勧告実施についての熱意を示したわけですね。今回私は私はその経済の手直しが相当大幅に必要だと、こういう点は一

般のこの経済情勢でわかるわけですけれども、こう言えば、私どもの政府のあげ足を取るようと思われるかもわからぬが、事実はそうでなしに、やりませんが、過ぎの手直しなんであって、経済の大好きな手直しを必要とするような不況へから勧告してみると、私は今回の勧告の実施について、大橋大臣の所信表明もありましたように、大体人事院としては五月実施を勧告の中にうたつてゐるわけですから、それが実施のできるようといふ、そういう方向に向かつて善処をされる、こういうことが当然勧告が出来てからとつてた態度だと思うのですよ。そこでこの議会一ヶ月の間にもう相当日時を経過して、最終幕を迎えるようとしているわけですが、その最終幕を迎えるようとしている段階で、なつかつ、大蔵省のその態度がはつきりしないから実施の期日がこの議会中には明らかにできないということでは、私はどうもちょっととそのつじつまが合わないと思うのですよ、今の判断からいって。政府の経済の判断、それから勧告の尊重、善処、今までの例、池田内閣の昨日のとった勧告の実施、いろいろなものを総合してみて、今回こういうふうにしぶつている内容についてはどうも理解ができない、もつとはつきり態度を表明すべきではないか、こう私は思うのですが、まさかここで言うまでどうこうといふ、そういう行為はできないことですから、ただこれで口で言って口で答弁

してもらひるのであって、実施するのは、そちらのほうなんで、早く実施してほしいというのはこちらのほうですが、ただ言葉のやりとりだけで私どもはこの国会を過ごしてしまう、そうするということを明確にしないで議会は終わっちゃった。そうすれば一体どうするんですかということで、これから実施されるまで二ヵ月なり、三ヵ月なり、半年なり過ごすわけですからね。私は、そういう意味では、この際大臣としては、責任をもつてどうします、こういったことが明らかにされていいんじゃないのかと思うんですがね。

少違つてゐる、すなわち余剰財源についての見込みが昨年に比べまして今年は特に困難であるという、それ以外に何ら理由はございません。しかしながら、政府といたしましては、もとより人事院の勧告の性質から見まして、これは最優先的に尊重すべきものである、こういう考えには変わりはないのですがございまして、この考え方のもとに今後とも努力をいたし、財源等についての見込みもできるだけすみやかに立てるようにならしめて、できるだけすみやかに実施を決定いたしたい、こう思つております。

○横川正市君 きょうは二十八日ですね。この国会は来月二日までです。私は、おそらくきょう私が質問をするのが給与関係については終わりになるんじゃないかという気もするわけです。ね。まだ、あとに時間とつて質疑するということもあるでしょう。ことに私の不思議に思うのは、余剰財源の問題がまだ明確に計数上整理ができるないからおくれているんですねといふことは、実はそちらのほうの財布かげんまで検討してくる余裕がなかつたのですから、財布の中に幾らあるのかまではわかりませんけれども、それは少し説明としてはおかしいと思うんですね。ことに九月の会社関係の決算が明らかになるとからとく、そういう点からいきますと、不況でないといふことはほつきりしているわけでしょう。やはり成長の行き過ぎだけを一応手直しをするということであつて、会社その他の決算期における不況その他からくる手直しがいふことじや私はないと思うんですね。そうして納めるものが納められないといふことでもないと思うんで

す。そういうことになると、どうもわからないのは、余剰財源の計数がそれほど出し方にむずかしい情勢なのかどうかという点で、これは私が勘ぐるような結果になっちゃうわけですがね。それは一応私ども別にそういう財布をのぞいてきて言つておられるわけじゃありませんから、結果がどうなつてくるか、予断は許さないものだと思いますけれども、しかし、それにつけでも、この議会中に何らかの形で大臣は大藏省、総理とも相談をして、そうして勅告について明らかにしたいと、こういう意思は今もって強く持つておられるのじやないかと思いますが、その点はどうでしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) できれば、この国会の会期中にも明らかにしたいという考えは持っておりまするし、また、そのために努力もいたしておる次第でございます。で、この余剰財源の見込みはそれほどむずかしいかという点でござりますが、御承知のとおり、昨年は年度当初からの自然増収が非常に実績上多額にございまして、そのため財源の見込みも容易についたわけでござります。今年は昨年に比べますといふと、もとより当初予算の見込んでござりまする税收入は、これは確実に入つておるようでございますが、それ以上の自然増収は昨年に比べましてそれほど多くない。したがいまして、はつきり実施をするということになりますと、その今年度中の自然増収、それな点で、昨年とだいぶ事情が違つておるような次第でございます。しかしながら、他の歳出等をも考えました上で方針をきめなくちやならないといふよう

がら、できるだけすみやかに見込みをつけたいという熱意は十分に持つております。

○横川正市君 私はこれは議会で政府の重要な人たちが集まつて話をするとときは、それほど、何といいますか、現状の態勢とか、情勢とかいうものを変更するような意思が動かないで、それで大臣が地方に行くと非常に思い切つたことを言つて歩くわけですね。たとえば自衛隊の給与なんかの問題についても、今の隊員不足、質の向上なんかについての防衛省長官の地方でのいろいろな話とか、あるいは新聞記者会見等を見ると、あれも待遇をよくしよ、これも待遇をよくしよ、たいへんいい放送をするわけです。というのには、実は現実には担当大臣になつてみて部下を見ると、あるいは担当大臣になつて行政のやり方を見ると、非常に気のつくところがあつて、これは直したいという意思を動かすのじゃないかと思うのですね。しかし、現実にはそれは一つも改善されないで、絵にかいた実際には、人情として許されても実際は慎しむべきだと思うのですね。それと同じように、今でも給与の問題については、いろいろな形で各省直さなければならぬ問題をたくさんかかえておるわけです。そういう意味では、しかし人事院の勧告が出たから、その勧告だけでもといふのが私は偽らざる気持じやないかと思うのです。それさえ実施の期

日について明確でないなんていうことは、これは士気の問題にもなりますし、それから意欲の上にも影響することになります。

○横川正市君 と思うのであります。そういう点から担当大臣の責任というのはきわめて重要

です、私どもは担当大臣を置かない

といふ池田内閣の方針を、これを変更させて、担当大臣を置いてもらうよう

に、もうすでに三議会要求して実現を

したわけですから、それにもせひこたえ

ていただく意味で、今回のこの勧告

しかも五月一日を明らかにしたのには前勧告から——その前の勧告には期日

を明らかにしていないのです。それを

議会の審議の過程で期日を明らかにす

べきだ、それに理論的にも、それが実

際的にも正しいということで、人事院

は前勧告から勧告の中に実施期日を明

らかにしてきたわけですからね。これ

を政府は、勧告は尊重します、善処し

ますといふうな中から削られたので

は、私はやはり結果的には非常にまず

いことになるのじゃないかと思います

から、この点は念には念を入れて、勧告実施については期日の問題も十分考

まうといふのはいかぬことだと思う、

議会でありますけれども、その間に大

臣の努力を強く御期待申し上げて、

きょうは、大臣に対する質問を終わり

たいと思います。

それから人事院にちょっとお聞きい

たしておきたいんですが、実はおとつ

いの新聞で、寒冷地の手当に対する人

事院勧告の実施のための政令を公布す

るという記事がちょっと出ておりまし

たが、政令はすでに公表されたのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院の勧告に基づきます総理府令は公表されました。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御

員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第三百号

というものが最初議員立法できましたと感があるわけですが、実は根本問題で二、三やはり明らかにしておかなければいかぬと思う。

第一は、人事院としては、法律二百

号といふ法律の作られた経緯から、この寒冷、石炭、薪炭等の勧告について取り扱い上いさか議会の意思と違つた考え方で取り扱いをしているんじゃないかなという感しを持つわけです。そ

れで議会は、なるほど人事院の今まで

のことの種の手当の増額ないしは地域変

更等について議会がとつてきた方針と私は違つておったと思うのであります。しかし、作られた法律がどういう

ような理由によって作られたかという

ことは、これはやっぱり合理的に、科

学的にある程度の調査資料というもの

を政府は、勧告は尊重します、善処し

ますといふうな中から削られたので

は、私はやはり結果的には非常にまず

いことになるのじゃないかと思います

から、この点は念には念を入れて、勧告実施については期日の問題も十分考

まうといふのはいかぬことだと思う、

議会でありますけれども、その間に大

臣の努力を強く御期待申し上げて、

きょうは、大臣に対する質問を終わり

たいと思います。

それから人事院にちょっとお聞きい

たしておきたいんですが、実はおとつ

いの新聞で、寒冷地の手当に対する人

事院勧告の実施のための政令を公布す

るという記事がちょっと出ておりまし

てはどうお考えになつておるか、ます

お聞きしたいと思うであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回勧告を

いたしましたのは、衆議院の内閣委員会に開かれます附帯決議がございまして、同一合併市町村につきまして、同

一行政区画内の人事交流の点について

いたしましたのは、附帯決議がついたわ

けであります。これはほとんど時を同じくして、同一合併市町村につきまして、同

一行政区画内の人事交流の点について

いたしましたのは、附帯決議がついたわ

けであります。これはほとんどの場合に

同じくして、あるいは少し早い

時期に暫定手当につきまして、やはり

同様の考え方があつたわけございま

して、この問題をやはり寒冷地につい

てもそういう配慮がされしかるべき

ではないか。従前のよろ三二七年当

時の行政単位といふものではなく、その

後合併が行なわれまして、非常に行政区

域が広域になつておる。この中におけ

る人事交流という観点は当然配慮して

かかるべきではないかといふ御意見が

附帯決議になつたものと心得ております。それは確かにそれなりにごもつと

もな点があるのでございまして、こう

いう点につきまして、やはり配慮をい

たすのが当然であると人事院は考えた

次第でござります。ただ、暫定手当の場

合は同一行政区画内でも割りへんびな

所が級別が低い、こういうことになつ

ております。寒冷地の場合はむしろ逆

でございまして、条件の悪い所が支給

すが、今回の場合は勧告は九市の選ばれた地域にだけ、特殊事情としては

象条件等の類似したもので一部特例を認めて一級上位にした、こういう意味

で行なわれておるわけなんですが、実際に私はこれは相当広範に同一条件に置かれる地域があつたのじゃないかと

思うのです。この九つを選んで勧告をしたというの、特徴としては一体ど

こに特徴点を認められたわけですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回勧告をいたしましたのは、この法律の条文に

基づきましたのは、この法律の条文に

たすといふ点と、それからあとでこれ

は追加されたのでござりますが、国会

会及び内閣に対しまして必要と認めるときには勧告をする、この法律に定め

る給与に關して調査研究をいたしまし

て、必要があると認めたときには国会

会及び内閣に同時に勧告することができ

るという点でこの法律にいたしておる

わけでございます。人事院はやはり法

の趣旨に従つて忠実にやって参つたと

いうようにわれわれは考えておるのでございまして、われわれぶんであります

ますので、結果的に御期待に沿つて

いる点があらうかとも存じまするけ

ども、人事院といたしましては、この

法律の趣旨に従いまして、誠意をもつ

て研究調査いたし、必要がある場合に

は勧告もいたすといふことでやつて参つた、このように心得ております。

それが非常に正しい答弁といえればおかしいですけれども、そういうふうな意味で人事院が積極的に今回のこの

寒冷地手当の勧告をやつたというふう

には、ちょっとと答弁と実際とが合わないというふうに思つておるわけなんです。

そこで具体的にお聞きをするわけでございまして、条件の悪い所が支給

率が高くなつておるのであります。だから原則的にはそのことのゆえに人事交流を阻害するという要因にはならない、このようにわれわれは考えておるのであります。ことに同一行政区域とは申しましても非常に広範な地域が合併によりまして同一市町村になつておる。そのときに山手のほうにかかります非常に寒冷、気象条件のきつい所と、それから比較的容易な所等が一緒になつておるというよろんな例が非常に多いのですござります。したがいまして、これを同一市町村なるがゆえに寒冷地の支給を同じくするということにかりにいたすといたしまするならば、現在の寒冷地級地の格づけ基準というものが全然こわれてしまふ。何のことか大げさにいえばわからなくなるといつようない点がございまして、やるといたしましても非常にこれは限られた限度においてしか取り扱われない。これはずいぶん時間をかけて研究いたしたのであります。現在、寒冷地の支給地区分の異なりますものを含んでおります同一行政区域といふものがどのくらいあるかといいますと、百六十幾つあるのです。その中にはこれは平野部にかかるております低級地が主体であつて、そうして山手、気象条件の悪いところが一、二加わつておるというのも相当ござります。したがいまして、これを同一に取り扱うということは、非常に平等のようであつて悪平等であるといふうにわれわれは感じましたので、この中を、地域の合併状況等を見まして、主としてその合併された町村の中においとつて支給区分の高い地域を主として含んでおつて、そうして低級地がその中に

少し入つておるといふようなものだけを問題にすべきじゃないかといふことで、一応百六十を洗い直したわけあります。御承知のようすに、寒冷地の支給区分といふものは、積雪なら積雪は何センチから何センチまで、あるいは温度でいいますと、何度から何度までというふうに幅のあるものであります。そこで、われわれは、ただいま申し上げました、一応区分されました地域から、さらに低級地から上級地を比べまして気象条件がほとんど違わないというようなものだけを拾い出しまして、今回の例外的に取り扱う地域、こういうふうにいたしたのでございまして、したがいまして、われわれの考えたことは、やはり、現在の人事院で持っております格づけ基準といふものを大きくは亂さない、しかし、寒冷地、気象条件等から見て非常に類似性をおもつておるといふやうなもの、また、そぞろに地域に在勤されております職員の方々はそれぞれそういう感じを非常に強く持つておられるのであります。そういう地域だけを問題にいたしたい、こういう次第でござります。

○政府委員(森本忠男君) 今回やりましたのは、特に同一行政区域内における問題を取り上げたわけでございません。したがいまして、同一行政区域内でないところを比較いたしてみますと、今回の措置に準ずるものがあるかもしれません。しかし、それは今回の勧告が、主としてこれは国会でたびたび御議論になりましたし、また、衆議院の内閣委員会でもついております附帯決議ということに対し、人事院が考えた結果の措置でございます。これがあくまで同一行政区域内の問題でござります。人事交流のためのもの、したがいまして、われわれは今回の勧告にも述べておりますように、現在までに合併の行なわれました同一行政区域については、シラミつぶしに調べて九市ということにいたしましたのでございまるので、この種のものについてはこれまで以上あり得ない、どのように考えておる次第であります。

わけですから、きよろは時間がないからこれは一体どうしたのだといふよ
うな、こういふふうなことはやめますけ
れども、ますもって同一町村内ですう
いふようなものがあつた場合には、こ
れは是正することは当然だと思います
から、そういうふうにしていただきた
いと思います。

もう一つは、人事院にお聞きしたい
のは、この前も、たしか二月だったと
思うのですが、人事院に神田人事官そ
の他にお会いしていろいろ話をしまし
た。そのときの答弁は、風俗習慣的に
新規その他使用しないといふ、まあそ
ういう生活環境だから、だからその薪
炭手当や寒冷地手当やその他の場合で
あつても、いわゆる生活環境を改善す
る、水準を高めるという意味での勧告
というのは、人事院としてはする必要
はないと思っておりますという意味の
ことを言われて、私のほうとしては少
し冷た過ぎるんじやないかといふ評を
したわけなんですが、そこで、まあ、
いわば石炭をたいて生活をしなければ
ならない地域というのは、私はまあお
そらく日本の場合に六割以上あるん
じやないかと思う。北陸、信越、それ
から東北、いわゆる薪炭手当をもらつ
てゐるけれども、冬の薪炭費としては
とうていまかない切れないといふよう
な条件下にある所、それから寒冷地の
実際上の手当では暖地における生活環
境とはとうてい同一水準を維持するこ
とはできないといふ、そういう状況、
いわゆる改善と、水準を高めるための
調査、研究の結果ですね、報告をする
という意思があるかどうか、簡単でい
いですから、この際お聞きしたい。

○横川正市君 いいです。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

○政府側より志賀防衛局長官、海原防衛局長、小幡教育局長、小野人事局長、幹部衛生局長が出席しております。

○横川正市君 まず、しばらく防衛局に質問をいたさないでいる間にいろいろな問題が起つてゐるわけでありまして、私はこれは防衛問題についての意見の根本的な相違ということは抜きにして、きようは具体的に起つた事例についてたゞしておきたい点がだいぶたくさんあります。時間が範囲内ですっていきたいと思います。

まず第一に、最近の動きではラオス

の出動問題をめぐって、日米の安保協議会が持たれるということがずいぶん長い間論議というか報道だけされておつて、そうして実況を見ておりませんでした。あなたが就任してから初めて二回目の安保協議会というものが持たれているわけですが、その安保協議会の結果、具体的な内容についてはこれはほとんど発表をされておりません。私はなかつたのじゃないかと思つております。ただ、この意見の交換をするための会議がたびたび持たれるというような意味のこととが何か話され、小委員会みたいなものが持たれたるお話を聞いておりました。その経緯と会議の内容等について、発表できる範囲内でおろしゆうございます。が、この際お聞きいたしておきたい。

の委員会を開こうじゃないかといふことに意見の一一致を見たのであります。同時にまた、連絡の緊密化をはかるために何か一つ機関を設けたらどうであろうかといふことも意見の一一致を見ますして、その具体化についてこれから話し合いが始まると思うのであります。が、当時新聞に一、二見られましたけれども、情報交換会のようなことは設体化について両国において話し合いを進める段取りでござります。

閣の論議を繰り返しておつたけれども、外務省がなかなかこしを上げないために、遷延をさせておつた会議だ。こういふうに一部私どもとしては報道される内容等で知っているわけです。それは現実私どもが今の日本をめぐっておりますいろいろな情勢といふものを見ますと、当然防衛の任務についておる防衛庁としては、まあ、言つて悪いかどうか知りませんが、気が気でなかつた情勢といふものがあつたと思ふ。もしなかつたとすれば、これは防衛庁は一体怪疑をしていたかということになるわけであります。しかし、そういうような事態が起こつてくる事前に安保条約もあることですから、日本間で安保協議会を持って話し合ひをしておこりうじやないか、こういふう然に積極的な意思を持つたのは私は當然だと思う。しかし、それが持たれないまま今回も持たれたと、そして大半さんとあなたたが出席をして、そして儀礼的にこれからひとつ二回以上持とうじゃないかということで、情報交換会のようなものを持つことをきめた。これは実は新聞の報道なんですよ。私たちの知りたいのはそうじやない。もつとその内容についてどうかといふのは、もしこの会議が何もなかつたといふならば、それではお聞きいたしますけれども、防衛庁としてはこの会議には何の提案とか論議すべき問題とかもひきさげずに、ただ漠然と出席いたしましたが、お聞きします。

○横川正市君 私はこれはやはりいささか問題があると思います。少なくともこれは私どもが知りたいと思う内容についててたくさんあるわけでありますけれども、限られた時間ですからきょうは具体的問題に触れません。しかし、次にこういう問題は一体それであなたはどうお考えになつておられるわけですね。これは防衛庁としているわけですね。これは防衛庁として全然そういうことは知りませんといふことでは私はないと想います。七月十一日に、韓国駐留の米第八軍第七歩兵師団と、それから第七艦隊、それに在日米空軍が加わって、核戦争想定のもとで米韓の合同演習が行なわれた、政府は核武装については一向前にした答弁はしません、非常に儀礼的な、中途はんぱな答弁しかしていません。具体的には規定のもとにといふけれども、これは一休事実上の具体的な行動を想定して、そして在日米空軍も参加をして演習をするわけです。それが單なる共同作戦だけではなくて、次に起るべき核戦争というものをお預けして、具体的な防衛問題あるいは攻撃問題を含んで演習が行なわれると、そういうような場合、一休自衛隊としては韓の両軍が演習しているのだから自衛隊は知らないということなんですが

か。それとも相当やはりこれには具体的にその内容を知り、同時にまた、日本の自衛隊の行動についてもこれらの問題から学び取る態勢を整えるというふうに、私は積極的な一つの意思といふものが動いておるのじゃないかと思うのですが、長官どうですかそれは。
○國務大臣(志賀健次郎君) 私の就任するかなり前のことでありまして、この際防衛局長から答弁させます。
○政府委員(海原治君) ただいま先生のお述べになりました事実でございまが、在日米空軍が参加したということは、いさきか私の聞いておると違っております。と申しますのは、先生も御存じのように、第五空軍というものは沖縄にその指揮下に三百十三空軍師団を置いております。第五空軍の管轄区域と申しますと、これは朝鮮、沖縄を含んでおります。この第五空軍が韓国への対応しますところと一緒にになって演習をする、これは当然あり得ると思ひます。そういう演習があつたということは私ども承知いたしました。ただその演習が先ほどお述べになりましたような前提のもとに行なわれたかどうかといふことは私ども承知いたしました。ただその演習が先ほどお述べになりましたよいたしておりません。さらには、こちらの在日米空軍という資格で参加しているというふうには考へておりません。いろいろな第五空軍といたしましては、先ほど申し上げましたように、各地にそれぞれの派遣する部隊がございまして、これがそれぞれの派遣先の軍隊と共同してアメリカがいろいろ演習を行なっておりますので、そういうものにつきましては、私どものほうでは、連絡を受けておりません。その時期にあるいは第五空軍の一部の部隊が参加

しておる。これはあらうかと思ひます。在日米空軍が韓国との核兵器の使用を前提とした演習に参加したといふことは、私どもの承知しておりますところとはいささか違つておるので、その点申し上げます。

いるので、その点防衛省ではどういろいろふうに考えたかという点を聞いていろいろの点で、さらにこれだけはあなたのはうでは記事は間違いだとういう事実ではないと、こういうふうに否定されるわけですか。

○横川正市君　記事はあなたのほうで、責任を持たないものであるから、私のほうでは事実を知る材料としては不的確かもしれません、しかし、これには九州板付基地からパック大佐指揮の在日空軍第八戦闘機隊のF-100セイバー・ジェット機が上陸作戦支援の目的で参加したと、明らかに記事として出て

○政府委員(海原治君) その記事は新聞で拝見いたしましたて、さつそんも米軍のほうに照会したわけです。先ほど申し上げましたように、その時期、新潟に伝えられます時期に米韓の両方面に大きな板付の部隊が出てということを

いるわけですが、私たちは一休、それ
はあなたを担当者として、あなたの意
見を信用しておればいいのかどうかわ
かりませんけれども、しかし、一般に
これは少なくとも何百万か発行してい
る日本の一流新聞が、しかもこれは単
に明るい手でよこして、毎日二つほど

事実でございます。しかし、新聞に書いてありますように、その演習に参加しました。その記事にあるように、演習の一部として支援したということはなあい、というのが私どもが米軍のほうから聞いた情報でございますし、その飛行機は即ち歸つてきたります。そこで

に車で来たらしいので毎日にも訪
究にも同じように報道されている同一
記事です。これは朝鮮からの、ソウル
からの記事ですが、私たちが心配して
いるのは、これは平時、平和なときには
問題ないが、実際には今度のラオスの
問題のときにも、防衛庁としては相当

がいまして、そういう方面に飛んだりといふこともこれは事実でござります。その二つを結びつけてその報道にありますようなことがあつたということにつきましては、私のほうはそのように考えておりません。

関心を持つておったんじやないか、しかし、国内での動きとしては、全く水を打ったようなもので、何も国民には知らされて、ない。私こちらの辯りと、

○横川正市君　これは小堀の核武装を
つけた戦術用爆弾を落とす想定で協力さ
したことを明らかにしたと結んでおりま
す。今、ちょこつまうござります、

知らぬとおもつたが、左大臣の知りたいのは、どうやつたら平和を守つていけるか、戦争に私どもが介入しないで済まされるかという点で関心を持つてゐるわけですから、そういう意味ではある程度の問題については議会を通じては率直に書つてもらわないと困るのであります。私はいいとか悪いとか書いておらない。私どもは実際上の問題が起ききて

○政府委員(海原治君) ただいまのことはなかつたと、こういうことです。
が、事実でないと否定するのを、これは事実だると私のほうで詳めてみても仕方がないが、かりにこういふことが起つた場合には、防衛庁としてはどういう対策を持つておられますか。
ただただ傍観しておるのでですか。

とに隣連いたしまして、從來委員会においても御説明申し上げておりますが、日本に現在来ておりますところの米空軍の飛行機が移動いたしました場合には、從来の例といたしましては、それが二機、三機程度のものであれば通知を受けておりませんでした。まあ部隊、スクオドロン、すなわち飛行隊でございますが、これは大体十八機程度の編成のものでござりますが、その飛行隊の移動というようなものにつきましては、それは演習訓練のものであります。必ず事前に通知を受けておられます。これがこの春ごろまでの私どものほうと米軍のほうとの話し合いの慣例でございました。しかし、先般のラオス派兵問題ということに因連しまして、日本においてます飛行機の二機程度のものが行つておったということにつきましても非常に問題になりましたので、その後は逐一私どものところへ米軍機の移動については通知を受けております。そういうような事情でありますので、今、先生の御指摘のありましたよなことで行く場合には当然通報があるわけでございますが私どもはその通報は受けておりません。そういうようなことは今後ともないものと、このように考えております。

いう態度をおとりになつてゐるわけですか。これはまあ演習參加の何らの指示もあるいは具体的な要請もなければ、これはそのまま勝手におやりなさいいといふことで見てゐる、見てゐるのじやなくて、まあ何がやつたようだよと、しかし、まあそんなことは全然知りませんと、今答弁でしたがね、そういうことで大体過ごしていくわけですか、これからも。

〔政府委員（海原治君）〕 私の御説がかり不十分で申しわけございませんが、従来私どもが在日米軍当局とのいろんなな折衝の機会におきまして申しておりますことは、特に核兵器というものを前提にした演習ということは、それは米軍にとっては当然のことであるとしていたがいまして、過去におきましてもこの日本周辺において行なわれますことは非常に問題であるということです。その事情はよく先方知っております。先ほど申しましたように、その他の地城においてます米軍というものが、それぞれ所在の部隊とそれぞれの任務に応じた演習を行なうこと、これは私どもとしては何ともチエックができないのです。まあ十分お答えにならないことがありまするかもしませんが、私どもが米軍当局の間と從来折衝しました、あるいはいろいろ相談しましていきつてもございまして、そこに書いてありますようにことはなかなかと私は考えております。ただ、記事でございますのとおり申し上げましたように、空軍の、米韓両軍の演習があつたことは

事実でございます。かつ九州からそういう飛行機が出たことも事実でございます。しかし、それを結びつけるといふことにつきましては、これは米軍当局も否定いたしておりますし、私どもとしても従来の米軍との長いつき合いから申しまして、そういう私どもとの間の信義にもとることは絶対しない、こういう工合に確信いたしております。

○横川正市君 ちょっと方向を変えて防衛庁長官にお伺いしたいのですが、期日はちょっと忘れましたが、二、三週固ぐらい前の新聞だったと思うのです。中国の核装備についての中継要人の談話が何かをあげた記事がありました、ちょっと私取のを忘れて失念いたしましたが、大体まあ防衛庁としては中国の軍事的な思想の動きについては相当詳細注目をしているのではないかと思うのです。ことにまあこの三十七年の防衛年鑑は、勢頭に中国の軍事思想問題を相当こまかく歴史的に分析をして、それに対処する——対処というよりか、その記事を載せております。そこで私がお聞きしたいのは、在日米空軍も参加をしてというふうに報道された核戦争想定の米韓の合同演習というの、少なくとも核戦争を予想されるような極東における情勢といいますか、そういったものが、米ソ両の問題とか、それから中ソの問題とか、そいつた観點から相当緊迫したものを想定しての私は対抗処置だらうと判断なのです。そこまでまず防衛庁については、いろいろ中國情勢について判断をされておるようでありますけれども、中国の核保有についての時期についての一休いつごると判断をされ

ておるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(海原治君) 私どもが特別

に判断をするデータというものはございません。いろいろと交換されておりま

すところの資料とかあるいは新聞報道であるとか、あるいはその他関係の

人の談話とか、そういうものをいろいろと検討いたしました結果、私どもといたしましては、中共が核爆発を行なうのはおそらく早くても来年以降じゃ

ないかという考え方であります。この

ことは御参考までに申し上げますとい

うと、本年の四月ごろにアメリカにおきましてもやはりラスク長官が次のよ

うに申しております。もしこの一年以内に中共が原子爆発を行なつたとすれば、私は非常にひっくりするだろう

しかし、それが二年後に起つたとす

れば、自分はたいして驚かない、こう

いうふうに証言をされたなどいうことが伝わっております。私どもの総測もそ

れと同じでございます。ただ、本日の

一、二の新聞には數ヵ月内に核実験が行なわれる、あるいは来春早々に行なわれるんじゃないかというようなこと

がやはりUPI、APで伝わっております。このようになかなかその時期に

ついては非常にむずかしいわけでござります。おそらくはまだ来年以降でないか、こういうのが私どもの現在の推定でございます。

○横川正市君 これは早いかおそいか

ということよりか、私は金とそれから技術のある程度の基礎的なものと、それから時間といふものが三者一致すればいざれの国でも大体これは持てるものといふ判断をしなければならないと

いう、これはアメリカのだれかが言つ

たその言葉を信用していないんじゃない

かと思ふんです。ただ、ばく然と中国

の核武装される時期について今あなた

の言われるよう判断をしているとい

うことは、言つてみれば、これはもう

どういう時期にそれが保有されてみて

も日本の知ったことじゃない、こうい

うふうに考える考え方もあるでしょう

し、もう一つは、中国の核武装とい

うものの意義は相当これは中国自身は高

く評価しているわけですね、防衛年鑑

にも出ておりますけれども、しかもそ

の持つ人の思想というのは、ここで

は、核戦争というのはこれは実は中國

にとっては決定的なものではないんだ

と、あの広範な地域に、核戦争が起

こつても、人口さえ分散しておけば別

に被害はないんだと、こういう考え方

申しますと、原子爆発が起こること

いうことと、現実にそれが核装備にな

るということとは別個の問題でござい

ます。申しますことは、フランスの

例を見てもわかりますが、フランスは

実験用の原子がから具体的にその製作

段、すなわち飛行機であるとかあるい

はそれを運びますところのロケット、

すなわちミサイルであるとか、そういう

ものの開発というものはまだはあるか

に時間がかかるわけであります。した

がいまして、かりに原子爆発は行ない

得ましても、それをいわゆる核装備と

いうものにかえることにつきまして

は、さらにまだ日にちがかかり、た

めうどんなものであつても持つこと

は——これは絶対に保有しない。それ

からその被害については少なくとも日

本のこの四つの島には相當大きな被害

がいつでござります。私は相当関心を持つておく必要のあるものであるし、日本としてはそれ

に付加させていただきまして、次は、

中共がそういうことをを持つことについ

てどう考えているかということでおさ

います。ということを先ほどの私の御説明

は、あくまで法律にうたわれております

すように、この自衛隊の任務といつし

ましてはこの四つの島を防衛するとい

うことござりますし、それに専念し

ていろいろな計画をいたしておるわけ

であります。この日本の周囲に新たに

核装備を持つた国があるといふこと

は、それ自体確かに一つの大きな脅威

ではござりますけれども、こういう問

題につきましては、政治問題としまし

て國際政治の場において解決されるこ

とを私どもとしては期待し、かつ希望

は、これは事実でございます。ただで

き上りましたものは、これは当時の推

定国民所得でございますので、現在に

おきましてはこれは変わっております

が、そのときの数値におきますとい

うと、大体一・五%程度といふことで、

現在の二次計画の経費は積算してござ

ります。これを具体的に申しますとい

うと、昭和四十一年度におきまして

は、一応三千六百八十九億程度に防衛費

費といふものを推定いたしております。

○横川正市君 そこでですね、具体的

な問題では、たとえばナイキの装備に

ついて、神奈川、千葉、それから茨

城、埼玉ですか、そういう取り組め

を行なつて具体的な仕事に取りかかっ

ておるのだとと思うのでありますけれど

も、一体その防衛の守り得る限度とい

○政府委員(海原治君) 現在の二次計画のもとにおきましては、これは当時政府からも発表されたことでございまが、防衛廳としては一体その点でそれだけあればますますという点までいけるか。まず、それは金のかさの面からでも説明できる問題だと思うのですが、お聞きしたいと思う。

○横川正市君 まあそういう結果になるでしょうが、大体その日米安全保障条約のもとで防衛をするといふ、この考え方には、実は私は防衛廳の國会での答弁かもわかりませんけれども、具体的に出てこないですね。先ほど私が計画を作った、こういう説明でございました。

たまたまこの在日米空軍の参加したと
いう報道といふものは、実は日本の安
全を保障する一つの変形した形だと目
ていいのではないかと思うのですが、それにつ
いては答弁はいつもはぐらかされな
ような答弁になるわけです。実際の防
衛計画を聞くと、そこではなしに、自力自
衛でやれる金のかさでの防衛力といふもの
は、これは防衛力にならないから、
日米安全保障条約について国の防衛をす
るということは、これは一〇〇%必要と
請される防衛力に対して日本の出すべ
き力が、たとえば一〇であっても九〇
はアメリカが負ってくれるのだ、そろ
う思想でもって防衛といふものが動
いているのですね、實際は、そういう
ふうに私が聞こうとするポイントとい
うものは、日本が核武装をしないとい
うその決定があり、憲法では再軍備が
できないとあるから、実は表面上の答
弁はつくろうのだけれども、内容は実
際には核の問題も取り入れた防衛体制
といふものも、これはごく秘密のうちち
にどつかでびしつと含めば、いつでも
そういう体制がとれるような情勢下で
動いているのではないか。こういふふ
うに私どもは考えるのだけれども、そ
の点は一体私どもの考え方はあまりに
も勘ぐり過ぎるのかどうか。もしされ
がそうでなかつたら、今の防衛庁の思
想的な防衛力といふものはこれは十分
に發揮できないのではないかといふふ
うに私どもは見るのですが、どうで
しょうか。こういうことを私どもはお
聞きしたいと思うのです。

が、ナイキの導入にあたりまして、これは先生御存じのように、アジャックスとは直ちに全部核弾頭のものではない。普通弾頭と核弾頭にも併用するんだということは、これは事実でございます。このナイキのハーキュリーズ型もそれは直ちに全部核弾頭のものではない。普通弾頭と核弾頭にも併用するんだといふことです。飛びます距離とか高さとか性能のほうより、がいいわけでございますから、ハーキュリーズ型のものを入れて、これに普通弾頭を使用するということであれば問題はないわけでございます。しかし、先ほど来のお話にありますように、核が使えるということがありますと、非常にそこいろいろな考え方、疑問等が起って参りましたし、不必要な混乱が起るだらう。したがいまして、防衛省としては、若干精度——精度と申しますか、効率は劣りますが、あえて誤解をおそれるためにアジャックスをとるんだということは、当時防衛省のほうから御説明したとおりでござります。こういうことに私どもは非常に、十二分のと申しますか、きわめて気を使つてものを考えております。表向きはそりまいながら、うしろのほうで何か秘密なことをやつているんじゃないのかといふようなことのお尋ねのように伺つておりますが、そういうことは絶対にございません。また、そういうことができる条件でもございませんということを御了解願いたいと、このように考えております。

を十分取り入れてやつたことだと、いろいろな説明されることと、そなから日本安全保障条約に基づいての防衛計画がどういろいろに進捗するか回つて、いろいろなことは、おのずとその路線といふものは違うというふうに見るわけですよ。それは、吉田さんがどこだか、フランスかイギリスかどつか回つて、帰つてこられて、すぐ日本も核武装すべきだ、核武装するくらいの意気込があるってもいいんじゃないか、こういうふうなことを言って、そうしてそのことが報道されたと、いう実例があるわけですが、こんなものはひとつ衣の下のよろいなのかどうかという疑いを払つては持つわけですね。今当面の担当者は、核武装はしないといふのですから、その線に従つて武装はしない、こういう考え方で物事は処理していく。こういうことなんですか。私は中国の核撃滅は核保有についての年次についてどう推定するかということも、それから日本安全保障条約に基づいて防衛体制をどう作つていくかという問題も、また、具体的な事例としてあげた在日米空軍傘下の米韓のいわゆる演習の実相も、これは一体日本が現状のままでいけば、核保有しないという考え方だけでこれが貫き通せられる情勢かどうかと、これら判断したときに、むずかしいじゃないかという結論が何か出てくるような気がするわけですよ。そういうた意味で、防衛庁は与えられた任務で与えられた方向だけに従つて今動きはいい、あとは知りませんと、こういうことでいいのか。そういう一般的な情勢といふものは十分察知しながら、将来的の防

衛についてどういうふうにあるべきか
という構想を立てるその努力といふものがあつていいし、その努力は一体どういう方向ですかと私はお聞きしたい。
ならこれはやむを得ませんから、次の問題に移りたいと思いますけれども、ひとまずこれはお答えいただきたい。
○政府委員(海原治君) 再度同じようのことを探り返すことに相なるわけで申しわけございませんが、私どもとしましては、昨年七月十八日に御決定いたしました二次計画といふものを四十年までに何とかして実力の備わったものに作り上げていくということだけが当面の問題でございます。それからあと、遠い将来についてどうかといふことにつまましては、これは私ども知らないということになしに、やはりたとえは、防衛廳としてどう考るかとどうと考えております。したがいまして、四十二年以降ということにつきましては、防衛廳としてどう考るかということについては、これはひとつまことにあ御容赦願いたい、このように考える次第でござります。

らためた時期に御質問いたしたいと思
います。

それからこれは防衛局長で御答弁い
ただきたいと思うのであります。が、最
近の日本ではロッキード F-104 の購入
を決定いたしまして、すでにその作製
も本年度三機といふふうに、二百機へ
の設備の計画が進捗をいたしておるわ
けであります。これは第一線機とし
てロッキードにもう全部依存をして、
今の F-86 F ですか、これの使用につい
ては、一線機ではなくて、練習機とい
うような意味での配分をするのか。そ
うだとすれば、第一線機千何ぼです
ね、現在保有しているのは、二百機と
いふロッキードの保有は、数の上から
いくとまるきり問題にならないわけで
すが、飛行機保有についての考え方と
しては、将来どういうふうにお考えに
なっているのか、それが一つです。

もう一つは、アメリカの最近の悩み
の種と報道されておりますソ連のミグ
を大体極東その他の各地域、ことに最
近インドが契約をいたしておる、そ
ういうことで非常に心配をしているよう
です。このミグという戦闘機の購入に
ついてですね、ただこれがそのまま日
本を取り巻く周辺の国で実際こういつ
たことの設備ができるときに、ロッ
キードという戦闘機保有をするといふ
考え方で、防衛廳としては他に別な機
種を選んで、それをさらに装備強化を
する、こういふ考え方を持つかどうか
したい。

○政府委員(海原治君) ただいま 104
86 F・D との関連においての御質問で
ございましたので、ちょっと数字を申

し上げますと、ただいま全天候の戦闘
機部隊といたしましては、F-86 の部
隊は四つございます。このほかに 104 の
部隊が出て参りますので、全天候戦闘
機部隊といふものは、四十一年度にお

きましては七つ 104 がふえまして、合計
十一になる。昼間戦闘機部隊といたし
ましては、86 は現在十隊ござります。
これは逐次減耗等もございまして、
四十一年末には八隊になる、こういう
姿でございます。この姿でおわかりい
ただきますように、私どもは、86 F・
D というものが、104 が出てくるに従つ
て、いわば練習機だけとかほかの用途
に使うことは考えておりません。と申
しますのは、104 という戦闘機は現在世
界第一流のものでございまして、非常
に上昇性能がよいこと。しかし、抵抗
度におきまして、たとえば一万フィー
ト前後におきましては、86 F・D にお
きましても十分要撃戦闘の任務が果た
せ得るものでござります。かつ飛行機
そのものとしてはりっぱなものでござ
いますので、私どもはその飛行機のそ
れぞれ持つております特色というもの
です。このミグという戦闘機の購入に
ついてですね、ただこれがそのまま日
本を取り巻く周辺の国で実際こういつ
たことの設備ができるときに、ロッ
キードという戦闘機保有をするといふ
考え方で、防衛廳としては他に別な機
種を選んで、それをさらに装備強化を
する、こういふ考え方を持つかどうか
したい。

○政府委員(海原治君) ただいま 104
86 F・D との関連においての御質問で
ございましたので、ちょっと数字を申

何年間かということにつきましては、
いろいろ見方をございますが、少なく
とも二次計画の達成時期後数年間とい
うものは第一線機として十分使えるも
のである、このように考えております
ので、周辺の国にミグの 19 が参りまし
ても、そのことで直ちにどうこうとい
うことは考えておりません。

○横川正市君 そこで 86 の、最近の新
聞紙上で見られる墜落事故その他の故
障ですか、過度の練習によるための事
件ですか、そりあた 86 の落ちておる
のはこれは昼間機ですか、全天候機で
ですか。

○横川正市君 そこです。86 F は全天候
ではございません。

○横川正市君 昼間機ですね。

○説明員(小幡久男君) そうです。

○横川正市君 そうすると、昼間機は

完成パイロットといいますか、完全に
実戦用に役立つ技量を持つたパイロッ
トでも、年間、月間の技量維持のための
期間がございます。したがいまして、練
習とおっしゃいましたが、練習と技量維
持をかねまして飛行しておりますこと

は、これは各部隊共通の事項としてご
ざいますから、そういう意味では飛ん
でおる練習機とごらんになりましたの
は、すなはち実用機である、こういうふ
うにござります。これは自衛隊共通の事
項としてござりますが、練習と技量維
持をかねまして飛行しておりますこと

はあれよあれよと見ておるのが常態で
あって、気の毒だということなのか、
それともひどいことをするというの
か、もつと何とかならないかといふ
うないろいろなこもこもな意味のもの
がまざり合ってそのつどそのつど私ど
もとしては報道を聞いておるという立
場なんですよ。防衛廳としてはこれは
どう対処をされるわけですか。もちろ
んなくしてほしいというのは私どもの
切なるあれですが、この際ですから、
防衛廳の考え方をはつきりひとつ聞い
ておきたいと思うのです。

○説明員(小幡久男君) 航空事故がこ
としの三月、四月ころに集中いたしま
してたいへん御心配をかけたことは事
実であります。その後、陸海空各自衛
隊におきまして銃意監察指導をやりま
す。した結果、大体の対策がまとまってお
りますので、御報告をしておきたいと
思います。大体の事故対策は、事故の
種類をいろいろ分析いたしますと、操
縦の錯誤あるいは監督指導の不適切あ
るは気象の急変あるいは機材の欠陥
といったような点が最近の事故のおも
な原因であります。なほしきに分
けて対策を考えますと、操縦士関係に
つきましては、一例を申しますと、航空
自衛隊を例にとりますと、非常に若年の
操縦士が七五%を占めるというよう
な体制に変わってきておるという点が
一つの大きな特徴であります。もちろん
事故率全体としましては漸減してお
りますが、起った事故の中の相対的
割合はこの若年操縦者が多くなってお
ります。こういう操縦者の年若いと
いうことからくるハンドキャップを教

ます飛行機が全部直ちに使えるかどう
かということになりますと、若干のもの
のは直ちに実戦に使うためには具体的
に武器、火器等の積み込みが必要でこ
うこと、最近の事例からいきます
と、東海道線のほとんどその近接地に
飛行機が落ちたり、民家に墜落した
り、それから今度はそういう事故によ
つて全然関係のない一般の人たちが
被害をこうむっているという事例もあ

ります。過日部隊においてございまして、
86 F や D が飛んでおりますが、これは
百五十機を生産中でござります。今後
は 104 程度の飛行機でございまして、
現在 N A T O におきましても約九
十機を購入する予定でござります。
○政府委員(海原治君) 第一線におり

ます飛行機が全部直ちに使えるかどう
かということになりますと、若干のもの
のは直ちに実戦に使うためには具体的
に武器、火器等の積み込みが必要でこ
うこと、最近の事例からいきます
と、東海道線のほとんどその近接地に
飛行機が落ちたり、民家に墜落した
り、それから今度はそういう事故によ
つて全然関係のない一般の人たちが
被害をこうむっているという事例もあ

育によっていかにカバーするかという点に重点を置きまして現在教育の改善策を考えております。

なれ、その次に監督、指導につきお話しします。では、教官の適正な配置といふやうなものに若干欠けるところがあつたとよろしく考えております。たとえば非常に優秀な教育部隊には優秀な教育が配置されておる。しかし、一線のある所では非常にむらがあるというような例もあります。あるいは下位の段階の教育官には比較的古い教官がたまつておるというようなところがありまして、そういう教官の不適正な配置を一掃して適正な配置をしたいということで、これは現在すでに事實上の措置をとっております。なお、教官自身も若返っておりますので、一々操縦士がその日その日に飛び上がる個人々々の指導に若干欠けるところがないかということも十分反省いたしまして、個人々々の指導が十分できるように、教官の細微な注意力を喚起しております。

うに、飛んでおる飛行機からも刻々と象がくるように、そういう措置をとらねばならないというふうに考えております。それから器材整備関係につきましては、たとえは今度の事故で、事故が起つたときましても、から通信が途絶した例が複数あります。これにつきましてはいろいろ調べたのですが、最近の新しい発見によりますと、エンジンが障害止いたしまると飛行機によって通信の能力が急激に減衰するということが判明しておりますので、この点現在実験室及び技術本部でそういうたびにエンジン停止が通信能力に及ぼす影響と、いうものを徹底的に調べまして、もうその間に相関的な関係があるならば直ちに排除ができるよう努めたいと考えております。

以上のような处置をとりまして、できるだけひとつ航空事故の絶滅を期したいつもりでありますので、御了承を願いたいと思います。

○横川正市君 これはどういわあなた方が対策を立てられておつても事故といふものはできるものだから、その事故の起つたものについては、これは何とか手当をすればいいんだというような考え方でなしに、絶対事故が起らなければいいという私は対策というものがあつてしかるべきものだと思うのですよ。その点は時間がありませんから次に移りたいと思います。

もう一つ、最近の国内における防衛生産に対しても、相應的に産業界でも動き始めているわけです。一説によりますと、低迷している日本経済の打破のためにも兵器生産を馬力をかけて、そしてさらに一部は貿易不振の状況を打開のためにもこれを行ないたいとい

う産業界の何か意思があるようあります。それから一方、兵器の生産について私はやはり思想的に言えば、自力でもつてある程度のものは生産できるということでなければ、これはやはり防衛の実を上げることはできないという思想もあると思う。また一面、生産してみてもコスト高になつて、事実上は合わないのだというような問題もあるわけです。私はまず第一に、兵器生産に対しても防衛廳としては一体どう考える必要はない、そういう考え方をしておるのか。先般何か本会議の質問で聞きますと、助成金その他を出してまで生産する必要はない、そういう考え方ではないという答弁がたしか通産相からあつたように思うのですが、一体防衛廳はどういう考え方で今兵器に対しての生産をお考えになつているのか、お聞きしたいと思います。

防衛庁としてはこれをさらに積極的にどうこうということは考えておりませんし、また、国連の決議等によりましても、国際紛争に関連があるといいますか、国際紛争に巻き込まれるといいますか、助長をするといいますか、そういう関係の兵器の輸出は差し控えるというような決議もされております。現在、通産省の考えは別としまして、防衛庁としてはこれを意欲的に進めるのだというふうには考えておらないわけでございます。

○横川正市君 それじゃ次の問題で、これはいろいろ大臣の記者会見その他でもって出ておった内容から二、三お聞きしたいと思うのであります。第一は、自衛隊用地を半地に転用したいという考え方で調査を始めた、こういうことなんですが、根本的な考え方は一体どうしたことなんですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) 私が防衛庁に参りまして、非常に関心の強いのは、たくさん問題がありますが、特に演習場、基地の問題、さしづめ日本の国内にあります演習場がどういうふうにあるか、そしてまた、一つ一つの演習場がどういうふうに使用されているか、そういうことについて今後私が演習場なり基地問題について根本的な対策を練り直す資料として私は調査を命じておるのであります。最初から宅地用にこれを転用するといふような目的じゃなしに、国土総開発と競合する面があるのかないのか、あるいはどういうふうに現在使われておるか、そういうことを総合的に立体的に調べたいというのが私の趣旨でございまして。したがって、都市周辺に限らず、日本全国至る所にあります演習場な

り基地の問題の調査を命じておる、さ
ように御了承願います。

○横川正市君 そこでひとつ、私はこ
れが旧たから要望するわけではないの
ですけれども、今度は十三個師団に
なったですから、各師団の所在地です
ね、それから部隊の配属されている地
域等で、急激な都市の発展で都市のま
ん中になつたやつがあるわけですよ。
何というか、屯管といふのですかね、部
隊の駐在している地、建物がですね、
そういうた都市のまん中に、演習もで
きない、それかといって立ちのくには
費用もかかる。しかし、宅地に転用す
れば他に相当な地域を求めるることもで
きるというような場合はこれは移転を
するという計画をお持ちですか、どう
ですか。そのままそれについてはまだ
何にも考えておらないですか。

○国務大臣(志賀健次郎君) ただいま
お尋ねの問題はまだ私は聞いておりま
せん。

○横川正市君 これは要望しておきま
すが、私がおそらく調べた内容の中には、
都市のまん中に演習地もなければ
何にもないところに相当多数の部隊が
駐屯をしている、屯管しているという
ところがあるわけですよ。在来私はこ
れはそういう发展をするということを
予想しないで大体建てられたものだと
思つてゐるわけですが、そういつた場
合に、当然私は他に適地を求めて移転
をするべきじゃないか、こう思つてい
るわけですが、具体的な問題は後にい
たしますけれども、検討していただき
たいと思います。

それからあと二、三、環境衛生の問
題なんですが、これは山形の東根の神
町の駐屯隊で、最近自衛隊の赤角憲著

が五百人をこす不祥事が起こつてゐるわけなんですけれども、実はこれは関連して私も北海道その他の屯所ずっと観察したことあるのです。衛戍地としてはまさにこれは金のかけようがないのじやないかと思われるくらい急激な増員体制とそれにマッチしない管轄関係といふものがあり、いろいろな意味で過渡期だというような状況といふものが見受けられるわけでありますけれども、そういう一つの不始末の現われがこの自衛隊の赤痢なんかの中にも出てくるのではないか。旧軍隊なんかでも、私ども兵隊に行ったときには、もう最大の大の、何といいますか、伝染病として赤痢なんかすいぶん蔓延したが、それは不衛生と設備の不完備、対策の全然ないというところでやられたのではなくて、相当のものがあつてやはりそれだけのものをやられているわけですが、しかし、こういう格好の伝染といふものは過去にはあまりないのじやないかと思われるわけありますけれども、一体自衛隊としては、こうじやうな事態が起つたということで、あととはその予防措置でここだけ事が済めばいいということでは私はないと思うのですが、あります、対策としてはどう考えられておるか。また、この問題についてどう処罰されたかあわせてお聞きしたい。

在の過渡的な時期において、管理上いろいろ不便を作り出でておるのじゃな
いか、こういうお話をございまして、が、部分的にそういうところは確かに認められるのが現状でござります。しかし、山形におきましては、かなり余裕がある施設でございまして、むしろ今回の発生の状態を考えてみますと、内部におきまして二次感染をいたしました。こういう点において非常に申しわけないということを実は感じております。対策をいたしまして、わけであります。対策をいたしましては、結局、赤痢というものが、現在わが国の衛生問題といたしまして、非常に大きな問題になつておるのでござりますが、御承知のように、夏の伝染病であつた赤痢が、今は夏、冬通しまして、年中出でておる、こういうような状態。しかも、以前のように、赤痢は必ず赤便を出すというようなことがございませんで、一日に一、二回の軟便程度で、ばい菌をまき散らしておるといふようなるふうに、病気の状態そのものが変わつて参つております。そういうようなところから、今回たいへん大きな不始末をいたしておるのでございませんが、今後とも環境の整備と、それからこういった状態をできるだけ早く把握するというために、こういう症状を、軽微な赤痢がからだに異常を示しましたときに、その個人がいち早くそれを自覚いたしまして、衛生当局に健康診断を求めるというふうに、むしろ人々の衛生教育というものを行つて参りませんことには、なかなか根絶がむずかしい状態に相なつておるのでないかと考えております。

は住方のない問題だけれども、今は、もうこれは昔のように、隊員というのは部隊の中に閉じこもっておるわけじゃないのですね。毎日々々外へ出て行くのですよ。そういう意味では、入る者も、出て行く者も全く自由なわけですから、これはもう十分対策を立ておかないと、持つていて迷惑をかけて、持つてきて不祥事が起るこというようなことになるわけですから、この点は十分ひとつ気をつけていただきたいと思います。

それから、時間がないので急いでやりますが、最後に、最近、神戸の港外の旅客船との衝突問題で、新聞記事が出ておりますが、この新聞記事のことなどとすると、非常に遺憾だと思うのです。実は私はこういう経験があるのです。選舉のさなかだったわけですが、ちょうど事故現場、これは土砂くずれの事故現場から六キロないし七キロ離れたところに、何時から何時までに事故の実際上の被害を取り片づけもできるから、何時以降は通れますと掲示が出ておったのですね。それで、私は、選舉のときですから、いわゆる看板を上げる作業を自衛隊がやっておったのです。それで、そのうしろのほうに両側から車が百合か百五十台ずつずっと続いているのですよ。どうしたのだと云つたら、もう数時間そういう状態で放任されておる、こういうことなんですね。私、それを上がるのか、上がらないのかと現場を見たら、トラクターを上

處置で、上げているわけじゃないので、す。何となく機械を動かしてみたり、おろしてみたり、上げたりおろしたりしているので、全然上がらぬような状態にない。そこで、そのときの何か責任者である自衛隊の人々に、百台も百五十台もあるのだから、これは一回全浦通してしまつたらどうなんだ。そう言つたら、言い分が、六キロか七キロあるところに、通つちゃだめだと掲示板出してあるのに、何で来たんだと、こういうふうに書うわけですよ。だから、それは掲示板が何時から以降通れるようになつておつたのだ。そんなことはおれは知らぬ。そこへ来たおまわりさんが盛んに怒られているのです。何だお前は、というようなことです。それで、折衝して、ようやく、たまつておる車は通しませなけれども、私は、そのときは、実は少し隊員意識といふものが、何といいますか、変な自尊心で、あるいは、もつと言ひ方をかえれば、もうお前たちのことは知らねえ、おれの任務は、これだけ上げればいいのだで、一回りは通しましたけれども、そういうふうな気分、これは小さい氣分だったのです。これは勘ぐりかどうか、そういう教育をしておらぬと思うのだけれども、たまたま最近の自衛隊の人たちは、一部にそういうようなことが生まれてきてないかと私ども心配するわけだけれども、ことに、この問題で端的に

に私が感じたのはそらいう感じです。非常に遺憾だと思うのですが、大体事故のそのあとの始末と、それから隊としてはどういうふうにお考えになつておるかをひとつ。
○説明員（小幡久男君）　ただいまの御質問に対しまして、当時の事情を申し上げたいと思います。
八月十四日の午前零時十分に、明石海峡におきまして、自衛艦のほうは、呉発横須賀向けの航路をたどつてやつて参りましたし、それに対しまして、関西汽船の舞子丸は、神戸発高松行きの航路をたどつております。その際、自衛艦の航路筋を調べましたところ、あの辺は相当な急流もございまして、相当航路もむずかしいところであります。が、海図に示されております推進航路と申しますか、そこが一番妥当であるという航路があるわけでございます。その航路筋に沿つて行つておることは確かであります。この両船が出会つた時分には、推定約三千メートルの距離があつたと思われますが、その際に出会つた姿勢は、自衛艦が舞子丸の右舷に緑灯を見た。これが相手の舞子丸が見える地点であったと推定されます。こういちう状況の際には、海上衝突予防法によりますと、自衛艦のほうはまつすぐ行くべきものであるというようになります。権利船といふ姿勢になつておるわけであります。また、義務船の舞子丸はそらいうように判断しております。しかし、なお直進してしまって、千数百メートルの地点に参りました。舞子丸が転進をいたしませんので、急

遠警笛を鳴らしました。発火信号をしますとともに、エンジンを逆進せしめまして、急速なストップをかけたのであります。ところが、その努力が間に合いません。軽い接触によりまして若干の負傷者を出したということになります。ひき逃げをしたかどうかという点につきましては、決してそのようなことはございません。直ちに負傷者の救助に向かいたいという発火信号を発すると同時に、ボートをおろしまして救助に向かおうとしたのであります。舞子丸のほうは負傷者があって直ちに神戸に帰りたいという返信があります。舞子丸はすぐに反応して神戸に引き返しております。「けやき」はそのまま船へ入港しております。すぐ舞子丸と連絡をしようとしたのであります。が、舞子丸は川崎重工の岩壁に入ったのであります。当時、あの辺は相当船込みもありますし、起重機等も多うございまして、夜中でありますて、なかなかその停船位置がつかめず、ようやく連絡がとれるまでに数時間要するということでありまして、決して逃げたというようなことはございません。なお、その後直ちに海上幕僚監部から、責任者であります総務部長以下數名が負傷者の見舞を兼ねて現地におもむきまして、会社あるいは関係者にも解を得、また、海上保安本部が調査しております。現在詳細なことは海難審判所、あるいは海上保安本部が調査しております。

すが、最後の事態になつてから以後の处置につきましての正確な判断は追って出ると思いますが、大まかな筋は川上申し上げたような点でござります。決して逃げたということはございませんで、御了解願いたいと思つております。

○横川正市君 まあ変に自衛隊が悪いといふようにとられるような記事を新聞が載せたはちょっとと思われない。うな情勢でもあるようですから、これが上級者の処置は今言つたように非常にいいわけですが、たまたまそういう場合に自己保身の問題も瞬間に出てくるでしようし、それからまあ日常胸で張つて歩け歩けと言つていると、歩き過ぎるという問題も出てくるでしようし、むずかしいことだと思うのですけれども、この点はぜひ注意をしていただきたいと思うのです。

他に二、三質問を残しておりますけれども、時間がきておるので私のほうはきょうはこの程度でやめておきます。

○下村定君　ただいまの横川委員の質問につきまして、私がふだん考えておることに触れる点があります。また、ある点におきましては、立場が違いますけれども、同感を表したい点もあります。これにつきまして簡単に御質問をして、長官の御意見を伺いたいと思います。

第一は、安保条約に関連して日米両国間の緊密なる連携をはかるということになります。今回承りますと、今後は原則として年に二回安保協議会を開く、また、そのことについても具体的手段を講ずるというお話をあります。まことにかけどうだと思います。

従来のことを見ておきますといふと、もとと安保条約ができましたときには、日米両国はこの条約の運営を確實にするために常時、當時です、常に協議をするというのが最初の原案だつたとあります。それが成案となりましたときには随時となつております。それでこれは文句の上だと言われば確実にできるかということは、実は私は随時協議というのがある。この事前協議ではたして条約にきめられていることが確実にできるかということは、どちらも不安を持ちましたのです。それでは随時協議といふことが確実に行なわれれるようにと考えておったのであります。また、少し詳しくなりますけれども、日米安保条約協議会といふものは、日本から提案をされて向こうが同意したものであります。そして詳しくなりますけれども、この協議会は二回しか開かれていません。ところが、常時が随時になつて実際の運営においてはこれはもう申すまでもなく、これまで安保協議会は二回しか開かれていませんといふと、情報の交換も確実にいかないと、また日本自体の自衛隊の整備ということについても非常に関係がある、ことに不幸なことであります。が、侵略を受けた場合にはたゞして共同防衛といふものがもう十分のすきもなくいくかといふ点において、私は不安を感じざるを得ないのであります。

少なくも一段下がつたところでも、少し緊密にやつていただけないものかということを絶えず思います。それから端としましては、私はこの安保条約のできる前に、特別委員会におきましても、ことしもまあ名前はどうでもよしゅうございますが、軍事小委員会の設置ということを閣僚大臣にお尋ねいたしました。趣旨は皆さん御同意で、ただそれがどうしてできないかという点についての理由は、私はいままで納得ができません。まあそれはそれで、たゞとして、軍事小委員会にこだわるわけじゃありませんが、どうしてもこれはもう少し具体的に所要の機関を認めて緊密に連絡をする、そうすればいいわゆる事前協議の繁を避けることもできましようし、また、先般来起つておられますような在日米軍の一部の移転というようなことも事前にちゃんとわかるのじゃないかと思う。まあそういう意味におきまして、今回の会合で一步前進をしたということはまことにかっここうござりますが、どうかこの点ひとつそく具体的に推進して定確的にでもひとつ会合をしていただきたいという希望を持つております。長官の御意見、いかがですか。

○下村定君 次は、兵器の国産化、衛生産業の育成ということになります。これにつきましては、私は本年の予委員会において、総理大臣、防衛廳官、通産大臣お三方に対しまして、在の情勢においてはただに自衛隊の備を質、量方面において充実をする必要ばかりでなく、この兵器生産によって一般の技術工業の水準を高める、経済上においても非常に大きな益があり、また、輸出の振興にも寄するであろう、そういう点から御質を申し上げましたところが、実はお方とも私が予想しておりました答弁よりもはるかに御理解のある答弁をいただきました。ことに佐藤通産大臣からは、さらに具体的にお答えもいたただのあります。ところが、今質問答を聞いておりますと、どうぞその点が少し一步後退したような感がするのです。もとより、私どもは国連合の規約があるなしにかかわらず現在の段階において日本から兵器を本国に輸出するなんということは、ことは毛頭考えておりません。そういう意味でなく、兵器でない航空機なり、これから船なり、あるいは電気関係の材、そういうものを促進するというとは、これはもう非常にいいことじないかと、まあそういう意味から、賀防衛廳長官は、防衛産業の育成とことにつきまして、ただいま私のござました広い見地からどういうふうお考えになりますか。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて。
〔速記中止〕
○委員長(村山道雄君) 速記をつけて。
他に御質疑はありますか。——御
発言がなければ、本件の調査は本日は
この程度にとどめます。午前の会議は
この程度にとどめ、午後一時三十分ま
で休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後二時十分開会
○委員長(村山道雄君) これより内閣
委員会を開いたします。
行政不服審査法案及び行政不服審査
法の施行に伴う関係法律の整理等に関する
法律案、以上二案を便宜一括議題と
し質疑を行ないます。政府側から宇
田行政管理政務次官、山口行政管理局
長、山口行政監察局長、野木内閣法務
局第二部長、真田内閣法制局総務主幹
が出席いたしております。
質疑のある方は、順次御発言を願い
ます。
○鶴園哲夫君 行政不服審査法案につ
いて伺いたいのですが、なかなかこれが
は大きな法案で、とてもちょっとしたや
そつとで質問したり何つたりするよ
うなわけにはいかないような気がする
わけなんですが、こまかくまず何つて
いつて、最終的に大きなところを伺お
うかと、こういうふうに思つておるよ
うです。

そこで、まず初めに伺いたいのは、これと関係があるのですけれども、行政管理庁の監察局で行なっておられます行政事情相談所ですか、これが八つの管区監察局、それと各県にありますところの地方監察局に設けられて運営されておるわけですが、これが全国的に相当計画的に行なわれているんじやないかと思つておるんですけども、実情がはつきりわからないのです。した
べつて、二つを改めてお聞きいたし

知徹底をするよう努めています。そういうことで出て参りますものの、それからそのほかにやや計画的と申しますと、苦情がありましても距離の関係その他でなかなか役所に申し出にくいような事情もございますので、監察計画の合間を選びまして地方の都市へ出張をいたしまして、これは巡回苦情相談と言つておりますが、事前に市町村と協力ををして、そういう仕事をやることを徹底させておきました。そこへ出て行って苦情を聞く、こうしたこともいたしております。それで、最近の苦情の出方と申しますか、苦情の受付の件数のはうから申しますと、昨年が一万九千余りございます。本年は半年でございますが、一万三千件余り、六月までで一万三千件余りございますので、二万五千を越すであろうと予想しております。さような状況でござります。

所の中に苦情相談所という看板を掲げておきましてもこれではダメなんで、やはり市町村に行って、巡回をして、そして住民から話を聞くという、そういう中でほんとうにその行政苦情相談所というのは生きてくるのだといよいような話を聞いたことがあるわけなんですね。その場合に、市町村に頼んで会場をあつせんしてもらつてもまずい。それから市町村に頼んで住民を集めてもらつてもいけない。やはりこちらから出向いて宣伝をし周知をさせ、そして会場等についても自分らでやるのだ、しかも町村役場の会議室を借りてもいけない、農協の会議室を借りてもいけない。そういうようなことをやつていれば住民のほうから意見が出にくい。また集まつてきてもどうも芳しくない結果しか得られない。さらに会場における簡単な菓子等についても、市町村役場の御厄介になつてはいけないのだ、非常に苦しい中だけれども行政管理庁のほうでやはり正面をしなければ、せつかく集まつても意見が出ないしするのだというような話を聞いたことがあります。なかなか非常にいい話だと思って感心をしたのですが、そういう形で行政に対します不服なりあるいは不満なりというものを相談をしておられるのだと思うのです。ところが、そういう感覺がどんどん上のほうの役所になつてくると薄れて参りまして、これは各省ともそうだと思いますが、実際直接住民に接触している、あるいは農家に接触している公務員といふのはそういうような非常に頭の鈍かさたといいますか、そういうようなやり方をやっているのだけれども、上にな

るほどだんだんだんだんそろでなくなくなるという感じを持つておるのでですが、行政監察局長としてこういう面についてどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思うのです。

○説明員(山口酉君) 大体直接まあ苦情相談ということになりますと、直接行政が国民に密着する面に起くるわけでございまして、まあ大部分が管区の方といふ出先機関を通じて積み上げられてくるわけでございますが、これはまあ原則的な活動を申し上げましたのでございますが、中央の行政官庁の取扱いにつきましても、これは問題があれば中央で受付をして取り扱いをする体制を持っております。まあこれは非常にケースとしましては少ないのですが、ございますが、大体中央で直接民衆に接触するということは、行政の原則ではないものですから、まあ大部分が問題は地方にある、かように考えております。しかし、お話をよろしく、その地方で起きましたものも、そのもとをたがいで見ておきますと、中央の方針にあるとか、あるいは地方で受け付けて中央で処理をするといふようなものもございまして、結局地方で取り扱ったもののが、あるは地方で受け付けて中央で処理をするといふようなものにつきましては、私どものほうの中央地方の系統を通じて中央に上がってきて、中央で処理をされる、そういうものにつきましては、恩給の問題等になりますと、まあほとんど中央に上がつてくるといふようなことで処理いたしております。そのほうはかなりたくさんございまして、恩給の問題が実はよく理解できなかつたかとされませんけれども、中央においてより問題はあることはござりますので、それらについては中央のほうでその

国民の苦情に対し答えるといふ体制をとっています。

○鶴園哲夫君 この苦情相談所の実際の動きを現地で短い経験ですけれども、少ない経験ですけれども伺つてみます。さらにまた、ことし二万五千件についての不服の審査等の件数から見ましても非常に大きな数字だと思うのです。

て、国民の行政に対する不満とかある
いは不服といふよくなるのは、容易に
なかなか出ないといふ私は感じを持つ
になるというのですが、もつとこの機
構を拡充し、そらして積極的に先ほど
申したように、非常な民主的なやり方

のですが、あつたとしてもなかなか出にくいという感じを持つのですが、今まであるところいう行政不服審査法案とい

うものが出て、内容を見てみまして、現実に行政管理庁でやつておられる行政苦情相談所で巡回していろいろ不満のうちどの程度のものが解決しているのは、たとえば行政管理庁としてその中で解決されたというふうに見られますのは、こ

を聞く、あるいは不服を聞く、そうしてそれをできるだけ解決させていくこと、こういふ今度は非常にかけ離れたか、その点をひとつ伺つておきたい。
○説明員(山口酉君) 昨年の、三十六年の一月から十二月までの一万九千件

法案のよろなふうに見とれるわけで、そういう矛盾は一体どこにあるのです。だらうかと思うのですけれども、どうのうち約八千五百件はあつせんを行なつて解決をいたしております。約五
一%になりますが、そのほかのものに

ですか。非常にかけ離れていると思うのですがね、この法案と。現実に今行政管理庁がやつておられる行政不服、つきまして、あと残りの約半分は、これは苦情を申し出た側のほうが、法律を誤つておった、あるいは事実が違つて

不満、そういうものの解決のために努力しておられるその実情と非常に離れていたようだ。この法案おつたといふものであつて、それを申し出でましたときに、すぐこちら側ではわかりましたて説明すると、それで

は。今新しくでき上がるうとする行政不服審査法というものによつて一休行政の不服なり不満なりといふものを解消されたといふようなものが約半分でござります。その他は現在の制度としては、どうやらむを得ないといふよ

決していくのかどうかという点です。非常にかけ離れていると思うのですね。これはこの法案を審議しますがね。ここはこの法案を審議しますうなものがありますて、まあほんに訴訟をやっているとか、あるいは御承知のとおり、行政管理庁としては国行

最終的なところでもう一へん筋をたたいておきたいと、こういうふうに思つておりますから、ただもう一つだけ今政についてやるわけでござりますが、國の行政でない市町村の固有の事務であるといふようなことで、市町村のは

の問題について伺いたいのは、昨年一
万九千件ほどあった、これは件数にし
ては非常に大きな件数だと思います。
政府が出しておられますこと四、五年の
うちに連絡をしてやるという程度しかで
きないといふようなものが、その他の
ものでござります。

前提にしまして、この法案の内容に入りますて、こまかく伺つて参りますが、どうも法案全体を見まして、私非常にかけ離れた感じを持つわけです。訴願法とそら違わぬじやないかといふ感じすら持つわけですし、どうも行政管理庁でやつておられるものとも非常にかけ離れておるような印象を持ちます。個々の中に入つてそれを具体的に感ずるわけですから、それはまあ總縮めくりとして伺いますけれども、まず初めに、この法案の中で今の問題と國連してやはり問題にしなければなりませんのは、今度の法案の中で教示制度を採用したと、これは答申の中に教示制度を採用するといふ中に、この教示制度といふものが入つておるわけですが、ところが、具体的にこれが法案になりました場合に、一番最後の第三章補則といふところの中には、この教示制度といふものが入つておるわけですが、そこが、具体的にこれで教示制度は何か教示制度を採用するといふふうに大きくなつたってはあるけれども取り上げ方としましては、何かすみつこに追いやられたようになりますけれども、何か教示制度を採用するといふふうに大きく取り上げて独立の章ならぬ感じを非常に強くするのですが、もつと教示制度というのを採用するようになつておるのですけれども、いかというふうに思ひわけです。特に先ほど申し上げたような國民と行政との関係の状況というのは、先ほども申し上げたよな実情にあるわけですが、この中で教示制度を活用していくことが、どうも法案全体を見まして、私非常に重要な内容をなす

どうも思うのですが、その場合に、
こういうような形で何かすみっこに追
いやられてしまつて、しかも十九条
十九条というのは同じように教示制度
の問題なんですが、ぱらぱらにされ
しまつて何か非常にあいまいな感じを
受けるのですが、そうではないといふ
ことなんでしょうか。その点をひとつ
お伺いします。

○政府委員(山口一夫君) お話の教示
制度は、今回の法案におきまして、國
民と行政をつなぐ最も重要な手段であ
ると考えております。したがつて、私
はこの法案の一つの柱であると考えて
おりますが、これが御指摘のように、第
三章の補則に規定をされております
のは、教示制度が行政不服審査制度そ
のものの内容としてなく、不服審査
制度といふものが第一草、第二章の規
定で定められておりますような格好で
でき上がつております。そのでき上がりつ
ておる不服制度と密接な関係を持つもの
として、また、その不服審査制度を十
分に發揮させる、その真髓を發揮させ
る、そのための手段としてこの方法を
設けたという意味におきまして、第三
章の補則と、手続並びに總則と分け
といつてこの制度がつけたりのもので
はなくして、制度それ自体といたしま
しては、私は非常に重要な制度であ
り、この運用につきましては十分法律
の趣旨が徹底するよう今後指導をし
て参りたいと考えております。

なお、國民と行政との距離、かけ離
れているといふ問題につきましては、
いずれ個々に御指摘をいたしまし
て、なお私もその内容を十分に見い
だしました上であらためてこちらの考

えを申し上げたいと存じております。この制度それ自体が今私が申し上げたのが適当かどうか存じませんが、やはり行政庁の側と国民の側と両方が協力してこの制度を運用していく、生かしていくいくということが必要であり、そのためには国民の側に対して十分に趣旨を徹底する、十分に権利を伸長する機会なり、気持ちなりを与えてやることが今後必要である、かように考えております。しかる上において行政庁、国民両者相待ちまして、この制度の完全な運用をはかり、その目的を達成するよう努めをいたしたいと考えております。いずれ具体的の御指摘を待ちます。して、さらに考え方を申し上げたいと存じます。なお、法制的の問題につきまして、第二部長から御説明をさせていただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 この教示は文書でやるのですか、それとも口頭でやるのですか。

○政府委員(野木新一君) 教示は、す
ず原則は五十七条第一項にあります
て、不服申し立てをすることができる
処分を書面でする場合には、処分の相
手方に対し一定の事項を教示しなけれ
ばならない。そうしてこの教示は、

必ずしもここでは書面で教示されるものではないと書いてありますので、このでは教示自体は必ずしも書面でなければならぬということになつておりません。たゞ、第二項で、行政庁あるいは関係人から教示を求められたときは当該事項を教示しなければならないということ。それから第三項においして、教示を求めた者が書面による教示を受けたときは、書面でなければならない。しなければならない。そういうふうな仕組みになつておるわけでござります。

○鶴鹿哲夫君 ですか、文書 書面で申立てた場合は、行政官庁は文書で出して貰うためにとっておけ、文書で出したと申立てたことを、教示したということをとつておけど、これだけのことでした。

○鶴園哲夫君 それからその処分をする文書に教示をしてあるということを原則とするのじやなくて、何かいえはいいと、口頭でもなんでもいいからそういう非常にあいまいなものになりやしませんですか。教示の意味というのがここではつきり薄れるというのですよ。採用したというけれども、きわめてあいまいなものになりますか。

○政府委員(野木新一君) 五十七条一項におきましては、実際の運用におきましては、今でもたとえば、何か書面でいろいろ処分する場合には書く込んでおくといふことがありますので、行政管理庁側の指導でなるべくそういうふうに動かす、そういうような実際の動きになつていくんじゃないかなと存する次第であります。

○鶴園哲夫君 せつからくですね。この教示制度というものを採用するというふうに出て、そうしてこの法案の中でも一つの新しい大きな柱になつておるが、しかし、実際は文書でするのか、口頭でするのかはつきりしない、文書でする場合もあるであります。あるいは口頭でもいい、これほどつちでもいいわけですよ。だからせつからく処分書を出すのだから、それにちゃんと書き込んであればいい、これは教示するに一番いい方法だと思うのです。そういうふうに教示するそのものすら、こういうあいまいな形でされたのでは、せつからく採用しても何だか妙なものになりやしないかというように私は心配するわけですから。文書の上では採用したけれども、法文の上では採用したけれども、いかというふうに私は心配するわけですか。文書の上では採用したけれども、いかといふのか、文書で出すのかはつきりしない、文書、処分書を出すのだから、それに書き込んでやれば一番は

○鶴園哲夫君 それからその処分をする文書に教示をしてあるということを原則とするのじやなくて、何かいえはいいと、口頭でもなんでもいいからそういう非常にあいまいなものになりやしませんですか。教示の意味といふのがここではつきり薄れるといふのですよ、採用したというけれども、きわめてあいまいなものになりますか。

○政府委員(野木新一君) 五十七条一項におきましては、実際の運用においては、今でもたとえば、何か書面でいろいろ処分する場合には書く込んでおくと、いうことがありますので行政管理庁側の指導で、なるべくそういうふうに動かす、そういうよな実際の動きになつていくんじやないかと存ずる次第であります。

きりするのですね、しかし、そういうふうになつてないですね。それではせっかくの教示制度というもの、これを採用したのは、一つの大きな柱だと、こうおっしゃるけれども、何かしたという体裁だけにすぎないのでないか、という私は気がするわけですがね。

○政府委員(野木新一君) 書面でする場合は必ず書面で教示しなければならない、そういうよりに全部を義務づけてしまるのは、また実際の現状でもそれに違反した場合の効果はどうかといふ、いろいろな不備な点も起つたりしまして、いろいろそういう問題もありますので、今回の立案におきましては、原則はこうしておきまして、実際の印刷や何かの場合には、今言つたような印刷に書く、そういうような行政管理庁の善意の運用にまかせる。そういうような立場をこの法案ではとられておるのでござります。

○政府委員(山口一夫君) ただいま説明のあつたような趣旨でございますが、処分を伝達いたします場合、あるいは直接申請者が来て、そこで処分が申し渡されるというような場合もあります。いろいろな場合が予想されますので、一応全部書面ということにはなっておりません。しかし、お話をよろしく、書面で処分の通知をするというふうな場合には、当然その処分の書面に添えて、同時に教示をするといふことにいたすべきだと思います。この点につきましては、今後各省が実施いたします場合、十分行政指導によりまして、この趣旨が徹底するようにいたしたいと、かように考えております。

○鶴園哲夫君 重ねて申し上げますように、教示制度というものをとつたけ

きりするのですね、しかし、そういうようになつてないんですね、それではせっかくの教示制度というもの、これを採用したのは、一つの大きな柱だと、こうおっしゃるけれども、何かしたといふ体裁だけにすぎないのではないかといふ私は気がするわけですがね。

○政府委員野木新一君) 書面でする場合は必ず書面で教示しなければならない、そろいそろに全部を義務づけてしまるのは、また実際の現状でもそれに違反した場合の効果はどうかといふ、いろいろな不備な点も起つたりしまして、いろいろそいう問題もありますので、今回の立案をおきましては、原則はこうしておきまして、実際の印刷や何かの場合には、今言つたような印刷に書く、そらいうような行政管理庁の善意の運用にまかせる、そういうような立場をこの法案ではとられておるのでございます。

れども、この法案で見る限りにおきましては、はなはだしく精細を欠いてしまって、体裁だけのもののようになり下がる可能性が非常に強いわけでありますから、今山口政府委員のお話のように、ぜひそういうような行政指導でもけつこうですが、あるいはまた、これに基づいての政令なり、そういうものが出来るかと思いますけれども、そういうものによって、やはりはつきりしておく必要があるのではないかと、いうふうに思います点を重ねて申し上げておきますが、行政指導だけでおやりになるわけですか、それとも政令なりそういうものによって処理されるとまいになってしまいまして、口で言つてもこれははつきりしませんですよ。先ほど申しましたように、国民と行政との関係といふものは、苦情相談所のところで申し上げたような実情ですから、ぜひひとつ大前提を置いてお考えいただく、これはやはり文書ではつきりつけなければ事実上有名無実になります、こういうふうに私は思うわけです。政令でやってもらうと一番はつきりすると思うのですがね。

れども、この法案で見る限りにおきま
しては、はなはだしく精細を欠いてし
まって、体裁だけのもののようになり
下がる可能性が非常に強いわけであり
ますから、今山口政府委員のお話のよ
うに、ぜひそういうような行政指導で
もけつこうですが、あるいはまた、こ
れに基づいての政令なり、そういうも
のが出るかと思いますけれども、そうち
いふものによって、やはりはつきりし
ておく必要があるのでなかろうかと
いうふうに思います点を重ねて申し上
げておきますが、行政指導だけでおや
りになるわけですか、それとも政令な
りそういうものによって処理されると
いうふうにお考えですか、何かこうい
う点がはつきりしない、はなはだあい
まいになってしまいまして、口で言つ
てもこれははつきりしませんですよ。
先ほど申しましたように、國民と行政
との関係といふものは、苦情相談所の
ところで申し上げたような実情ですか
? 二つ、三つ、四つと並んで、これ等を

乗せられないといつも問題につきましては、今後各省を通じまして、行政指導によつて、その趣旨が徹底するよう努めたいと考えております。○鶴園哲夫君 次に、第四条、答申では第三の(6)「内閣、主任の大臣又は外局の長の処分で、高度の政策的な見地から行なわれるもの」これについては不服申し立てはできない、こうなつてゐるのですが、これは条文ではどこに出てくるのですか。

○政府委員(野木新一君) 御指摘の点は、この行政不服審査法それ自体には出ておりませんで、この各それぞれの法律において、こういふような趣旨のときには、たとえば行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の一例をあげますと、証券取引法の「第一百五十五条に次の一項を加える。」として、「前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申し立てをすることができない。」これはたしか証券取引所の売買の、取引の停止の処分をするといったことであります。これは、非常に高度な政策的見地からやると、いふなことでありますて、この不服審査法による不服申し立ては認めないと、いふことになつておりますて、それを法律によりまして、この趣旨に合したものについて規定しているわけでありますて、不服審査法 本法自体には一般的には取り上げておりません。

序の長であるとき。」を除く。少なくとも國務大臣なり外局の長がやった処分に対しても異議の申し立てができるない、あるいは審査請求ができない。

これは一体どうしたことなんですか。法令に基づく限りにおいては、法治国である以上、これを長官に対してもある以上、大臣に対しても不服は申し立てできませんが、そりゃじゃないんですか。たとえば外局長官といらるのは、これはほとんど外局長官ですよ。外局長官がたくさんおりますがね。この外局長官が出した処分に対しては異議申し立てはできない、不服は許されない、こういうふうに受け取るのですが、間違いかどうか。

○政府委員(野木新一君) ただいまの御質問の点につきましては、結論的に申し上げますと、主任の大臣、外局もしくはこれに置かれる序の長であると、これにつきましては、六条第一号の規定によりまして異議申し立てができるわけでござります。ただ、そういうふうの法律で――黙っていれば異議申し立てになりますが、特に、たとえば外局の長

の長ではあります、特に、たとえば外局の長には、主務大臣を持っていていたほうがいいという場合には審査請求ができる、というふうに法律で――黙っていれば異議申し立てができるときますね。ただ、そのふうに法律で――黙っていれば異議申し立てができる

ことがあります。したがいまして、この法案におきましては、原則的には今

か、することができない。こういうふうになりますと、普通の場合ならば、大臣がまず処分をやつた場合には大臣に異議申し立てができる、外局長官の場合には外局長官ができる。ただ、

特別の場合に、大臣がやつたもので

も、第三者機関を設けてそっちに

独立の機関のようなものを設けまし

て、そつちに再審査させたほうがいい

といふ大臣の処分、外局の長の処分で

か、することができない。こういうふうになりますと、普通の場合ならば、大臣がまず処分をやつた場合には大臣に異議申し立てができる、外局長官の場合には外局長官ができる。ただ、

そのうえ、これは外局長官といら

るのはほかにたとえば陳情とか請

願とかあるいは非公式のいろいろの道

でやつたほうがいいじゃないか、こう

いうような法的手続については必ずし

もそういうものは親しまれないのじゃ

ないか、そういうような考え方から出

ておるわけでござります。

○鶴園哲夫君 要するに、主任の大臣

なりあるいは外局の長官、外局の長官

といふのは多いですかね。たくさんありますよ、雨後のタケノコみたい

に。まあ、いずれにしてもその大臣な

りあるいは外局の長官といふものが

やつたものは、高度の政策的見地から

やつたものに対する不服を申

し立てもだめなんだ、結果的にだ

から請願とかあるいは陳情とか、そ

ういうものでやつたふうにも裏返す

と言いたくなるんですね。結論的には

どういふことじゃないでしょうかね。

○政府委員(野木新一君) そういふよ

うな、まあ非常に上のほうの機関が高

度の政策的見地に基づいてやるとい

うふうに思われるけれども、それでは

もう書かんでもわかった話みたいな

面にやはり強い心棒が入っていると

いうふうな印象を受けるわけですが、そ

れはあとの総括でもう一べんこの問題

から出てくるように、上級官庁が下級官

庁の指導監督を怠らなければ、それは前

よりも置いておるけれども、しかし、

そういう結論がやはりこういうところ

でやつたほうがいいじゃないですかね。

そういう法的手続についても必ずし

もそのうなものは親しまれないのじゃ

ないか、そういうふうな見地から立案さ

れておるわけであります。

○鶴園哲夫君 私は、あとでいろいろ

手続の不服審査申し立てを認

めた

ことがあります。したがいまして、この法

案におきましては、原則的には今

か、することができない。こういう

ふうになりますと、両方かみ合わして

考へてみると、普通の場合ならば、

いつた大臣の処分、外局の長の処分で

も異議申し立てができる。ただ、異議

申し立ては処分をやつた同じところへ

やりますから、どこか別の機関、第

三者機関があるような場合、さらに公

平な機関がある場合はそっちに行く。

そこで、この法律は、やつたところへ審査

請求ということになりますと、これは

原則的には全部そういうことになつて

おるわけです。特に先ほど申し上げた

ように、高度の政策的といった、非常

に例外の場合はできないとしてあるわ

けでございまして、できないと書いて

ない限りはできると、そういうことに

まして、少なくとも先生のおっしゃつ

たように、そこへ異議申し立てると

いうことはできることになつておるわ

けでございます。

○鶴園哲夫君 それは非常に少ない

んじゃないですか。大半分のものはでき

ないんじゃないですか。――この答申

の第三の(6)というのは、できないと

だから、原則はできないんじゃないで

すか。ただ例外的にできるんじゃない

ですか。答申の趣旨はそうでしょう。

できない……。

○政府委員(野木新一君) 答申の第三

の(6)ですね、「内閣、主任の大臣又は

外局の長の処分で、高度の政策的見地

から行なわれるもの」と、これでこ

ざいますね。これは、内閣、主務大臣

または外局の長の処分のほかにブラン

ス・アルファ、高度の政策的見地から

行なわれるものということでありまし

て、内閣及び主任の大臣または外局の

長の処分、それすべてが同様に当たる

ことがあります。

○鶴園哲夫君 私は、あとでいろいろ

手続の不服審査申し立てを認

めた

ことがあります。したがいまして、この法

案におきましては、原則的には今

か、することができない。こういう

ふうになりますと、両方かみ合わして

考へてみると、普通の場合ならば、

いつた大臣の処分、外局の長の処分で

も異議申し立てができる。ただ、異議

申し立ては処分をやつた同じところへ

やりますから、どこか別の機関、第

三者機関があるような場合、さらに公

平な機関がある場合はそっちに行く。

そこで、この法律は、やつたところへ審査

請求ということになりますと、これは

原則的には全部そういうことになつて

おるわけです。特に先ほど申し上げた

ように、高度の政策的見地から

やつたものに対する不服を申

し立てもだめなんだ、結果的にだ

から請願とかあるいは陳情とか、そ

ういうものでやつたふうにも裏返す

と言いたくなるんですね。結論的には

どういふことじゃないでしょうかね。

○政府委員(野木新一君) そういふよ

うな、まあ非常に上のほうの機関が高

度の政策的見地に基づいてやるとい

うふうに思われるけれども、それでは

もう書かんでもわかった話みたいな

面にやはり強い心棒が入っていると

いうふうな印象を受けるわけですが、そ

れはあとの総括でもう一べんこの問題

から出てくるように、上級官庁が下級官

庁の指導監督を怠らなければ、それは前

よりも置いておるけれども、しかし、

そういう結論がやはりこういうところ

でやつたほうがいいじゃないですかね。

そういう法的手続については必ずし

もそのうなものは親しまれないのじゃ

ないか、そういうふうな見地から立案さ

れておるわけであります。

○鶴園哲夫君 私は、あとでいろいろ

手続の不服審査申し立てを認

めた

ことがあります。したがいまして、この法

案におきましては、原則的には今

か、することができない。こういう

ふうになりますと、両方かみ合わして

考へてみると、普通の場合ならば、

いつた大臣の処分、外局の長の処分で

も異議申し立てができる。ただ、異議

申し立ては処分をやつた同じところへ

やりますから、どこか別の機関、第

三者機関があるような場合、さらに公

平な機関がある場合はそっちに行く。

そこで、この法律は、やつたところへ審査

請求ということになりますと、これは

原則的には全部そういうことになつて

おるわけです。特に先ほど申し上げた

ように、高度の政策的見地から

やつたものに対する不服を申

し立てもだめなんだ、結果的にだ

から請願とかあるいは陳情とか、そ

ういうものでやつたふうにも裏返す

と言いたくなるんですね。結論的には

どういふことじゃないでしょうかね。

○政府委員(野木新一君) 一面ごとも

受けた、そういう場合になぜできない

のですか。

○政府委員(野木新一君) 一面对して訴えをする

ことも少ないだろうし、それがくつが

あるいは十一ですね、こういうものを

対象から除いたということがどうもお

かしいよう思うのですけれどもね。

もんですが、ただ、八とか九とか十、

十一号までの間を見てみまして、こ

の中では、一、二、三、四という

が、第四条に列挙しております一号か

十一号までの間を見てみまして、この

中でこれは、

もう書かんでもわかった話みたいな

面にやはり強い心棒が入っているとい

うふうに思われるけれども、それでは

もう書かんでもわかった話みたいな

面にやはり強い心棒が入っているとい</p

ていいじゃないか、なぜこういったものを省くのか、こういふことです。その点について……。

しては、現在この法律よりも詳細な出
入国管理令ですか、ができます
し、まあそれによつてよいのではない

かしまだ、それぞれの法律でできる
と、こういうのですね。ですから、原
則はできないということなんですよ

○政府委員(野木新一君) その点は、
な規定をする必要はないじゃないかと
私は思うのですが。

○政府委員(野木新一君) 「相当の期
間内」という点が、あるいはもつとこ
こに期間をきめたらどうかといふよ

○政府委員(野木新一君) 八

六号につき
か。帰化に関する処分

といふのは、ことう。

先生のおつしやるよう

な言い方も一面

な御意見を背後にしての御質問かとも

ましては、これは一罪則準的の場合は学校において行なわれるところの処分であります。これは非常に教師といふものに密接な関係がありまして、たとえば懲戒処分なども一種の教育の一環として行なわれるということになります

われは全く自由数量的のものと考えてお
りますので、非常に特殊なものであります
するから、これも一般的なところいう
不服申し立てに乗せなくて、もし必要
ならば何か別のほうへ譲つてはどうか
ということになります。

○政府委員(野木新一君) できないといふことは、この法律案で書いてあるようなこういう手続に従つて、というふうな不服申し立てはできないといふことでございまして、別個のその処分の性質に応じた何かあれを立てるなら

あるたゞうと存じまするが、やはりこの不服審査法は一般的な不服審査制度でありますから、こらいうよなきわめて特殊なものにつきましては、やはりこのよな一般的不服審査制度でいくのはあまり適當ではなかろうといふ

存じますか、そういう考え方も意見としてはあり得ると存じますが、何分今の行政上の処分その他公権力の行使に当たる行為というのは非常に千差万別でありますて、一がいに幾日の期間ということを限るのはやはり実情に適

ので、これは全然それに不服申し立てを法律上禁止するという意味じゃありませんで、この手続の不服申し立てといふのは、やはり一般的に親しまないのではないか。教育といふ、そういう見地から見た何か適当な申し立てでも考へるならば考へてもよいので、必要であるならば考へてもよいので、この一般的な不服申し立てには親しまないのではないか。そういう趣旨から除外されたわけであります。

それから、十一の「もつばら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」。これも非常に特殊なものでありますて、これも、この一般的なこういうような不服申し立ての制度に乗せるのはやはり適正を欠くのではないかという点から除きまして、こういふものにつきましては、それぞれのものにおいて何らかの制度が必要かどうかといふ点は、それぞれその特殊の分野において考えてもらいまして、

ばそれは別問題ということでありまして、この法律には取り上げないということでだけのことと、別にほかにその処分の性質に応じたものを規定してはいけない、そういうことまで言っているわけじゃ決してございません。

なお、帰化の点につきましては、先ほど申し落としましたが、諸外国の例におきましても、これについては、別に不服申し立てという制度は認めておらないようでございます。

○鶴園哲夫君 次に伺いますのは、不作爲に対する異議申し立てですね。これは確かにこういう新しい制度を設けられたことは一歩前進だというふうに思うのです。実際の行政を見てみた場合に、法律に従つて申訴は出しながら、いつまでもほうつておかれるということが行政上非常に大きな問題であることは言うまでもないこととして、それ

しませんので、相当な期間といふのはやはり客観的に見て相当な期間というのでありますまして、おのずからそこにわかるのではないかといふ考えてできておるのでありますて、そらしたためにこの規定が全然意味なくなるのですなあ……、私どもはそう考えておりませんで、これでやはり現在の段階においては相当威力を持つ規定である、このため行政府がやはり何ら特別の理由なく漫然と处分などを延滞しておくこと

第九には刑務所において行なわれる処分。これは、刑務所における処分などは、現在の古い監獄法では情願といふ制度がありますが、刑務所関係の法律は、目下法務省で全面的改正を検討中でありますが、これも刑務所といふ一つの特殊なところにおける処分でございまするが、これも刑務所における教化という点と密接な関連を持つておられますから、そちらの法律で適当なりますから、そちらの法律で適当な

この法律といいたしましては、第四条二項におきまして「前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。」そういうふうなことになっているわけで、そういうような考え方でてきておる次第でござい

○哲夫君 私は、これは第四条の一、二、三、こういふものと比較してみました場合に、それとの関連で、これを一緒にここへ載せるということはどうも相当を欠くよう思ふのですね。これで見るとできないような形になる。ただ、うしろのただし書きで、ほかの法令でその性質に応じた不服申立てはできる、妨げないという言い方ですけれども、こういふものにつ

に対して、こういふような不作爲に對して異議の申し立てができるということは大きな前進だといふに思ふのですが、しかし、内容を見てみますと、非常にあいまいになりますね。これもどうも羊頭狗肉のような感じが強いですがね。したがつて、ちょっと伺いますが、第二条の第二項ですが、「この法律において「不作為」とは、行政手が法令に基づく申辯に対し、相

いうことは、この規定があるために、
そういうことがないように努力して、
行政などの改善に資することになるの
ではないかと存じておる次第であります。
○鶴園哲夫君 これは国民が客観的に
どうというのでなくて、官厅の側の問
題ですからね。判断するのは国民の側
でなくして、官厅の側だから、相当の期
間すべきかわらざ——「相当の期

措置を考えたほうが適当であり、この一般的な不服審査制度に乗せるのはやはり不適当ではないかという考え方です。

○鶴園哲夫君　ただ、この行政不服審査法案の中で、こういうものはできないのだという言い方、ただし書きがついていて、二項に、法令で性質に応じてと、こういうことになるのですが、ここでこう掲げてしまふと、こういう非常な断定を受けるわけです。一般法でこういう取り扱いを受けると、し

てもできると言つても何も差しつかえ
ないじゃないでしょうか。法律であ
るわけでしょう。ほかの法律でこまか
く規定したものもあるでしようけれど
も、刑務所において、あるいは少年刑
務所において侵害されたといふものに
対して不服の訴えはできない、この行
政不服審査法ではできないというよう

当の期間内になんらかの……すべきにかかるわらず、これをしない”相当の期間すべきにかかるわらずこれをしない、これはどういうことですかね。こういうふうなことを入れつしまうと、相当の期間すべきにかかるわらずこれをしない、これで死んだようなものになりますせんかね。どうですか。

間」という言葉が入ってしまうと、これははなはだしくこれまでの精彩を欠いてしまうというようになりますが、これを受けて五十条に「異議申立てがあつた日の翌日から起算して二十日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない」と書いてある

らも、どうも行政不服審査法というの
は、官廳内部の監査、上級官廳が下級
官廳を監査するという点に重点がある
のじゃないかという気がしてしようが
ない。いかがでござりますか、文書と
口頭とどつちでもよろしい……。

○説明員(山口酉君) お詫びの点は、また行政指導の問題になると存じます
が、申し立てを文書でするということ
つきまして、相当明確を期するといふ
ことが必要であるために、文書に成す
といったための趣旨でございまして、そ
ります。ことに、期間の問題その他に
は、野木政府委員からもお話をござい
ましたように、訴訟に準じた手続であ
ります。するために、しかしながら本人が字が書
けないとか、あるいは口で言つたほう
がわかりやすいというような事情が、
もちろん、いろいろな場合ですからある
と思います。その場合に、一定の用紙
に住所あるいは申立事項等につきまし
ての欄を設けておいて、そこに任意申
立事項について本人の言ふことを書い
てその文書を出すといふようなこと
は、場合によつては考えられると思ひ
ます。ただ、あくまでも手続の出发で
ありますので、だれが、いつ、どうい
う内容の申し立てをしたということを
一応最小限度のことはまず出发におい
たとしておきます。それ以後の審理の
過程におきまして書面審理をとりまし
手続の進行上必要であるということであ
る ninth 条の規定があるといふように解釈
いうことが唯一のねらいであります。
いうことではないのであります。その

ために口頭審査の道もあわせて開かれておりますし、また、審査人の口頭で言つたものを筆記して、それを文書に残すというような方法も考えられております。もし、これを文書による限りで審査が全部進むということになりますと、場合によりましては、本人が処分室まで、場所によつては遠いところまで出かけていかなければならぬということも起りますし、また、そのために往復の経費、日数等もかかるといふような、本法の立案の趣旨である簡潔迅速に反する面がかなり具体的に起つてくるおそれがござりますので、書面によつて、書面をさせ出せば、あとは役所のほうで書面によつて審査をし裁決をする、決定するというものが、この法案のねらいでござります。決して、お詫のよろに、繁文禮節の意味で書面を出させるという趣旨では毛頭ない、かように考えております。

る機会を専用なければならぬと意見を述べられるのですか。原則は原則。その場合に、機会はならぬというのです、どちらを争うのですか。

○政府委員(野木新一君) 審査で原則。その場合に、機会のを専用するのですか。

○鶴岡哲夫君 の申し立てがあつたときには意見を述べる機会を専用せらぬということになつておるりますが、これはやはり申立の、たとえば不服を申し立て主張が通るために必要な限り自分の中申し立てとかけ離れことは、もちろんできませんし立てを通らせるに必要な限ならば、やはり意見を申し立を専用せなければならぬのでと存する次第でござります。

○鶴岡哲夫君 この執行停止ですね。これも新しくいうのない考え方だと思うわけですが、これも執行停止のとてみると、前の訴願法とそようにも思うのですが、三十四条、五条、これは実際上、その三四項ですね、これを見てみると、これは訴願法の十二条とないのじゃないですか。執行のことが書いてあるけれども訴願法十二条とたいして変な感じになりますね、これは。ないといふ説明を伺いたいのね。

ないというような性質になつております。ですから、こういう精神は、たとえば税法のような場合の法律におきましても、たとえば公売処分のような物を売つてしまふ、こういうようなものはそれぞれの法律でやはり今度のこういう執行停止の精神をくみまして公売を停止しなければならないとします。そういうふうに、さらに特別の規定を置きましてその精神をさらに生かした、そういうふうなことになつていいのであります。現行法に比べますれば、やはり数段の進歩ではないかと存する次第であります。

○鶴園哲夫君　いや、訴願法十二条とこの三十四条のこまかく詳細に規定していることを比較した場合には、そんな進歩はない、これは手続の続行によって生ずる回復の困難な損害を避けるために緊急の必要がある場合、こういう場合は訴願法の十二条だつて当然そうなるでしようし、こういう大きな申し立てをして、執行停止しないとするのですね。数段の進歩だといふお話をどうにもならないですね。ですから、執行停止といふ条項を掲げているけれども、これはやはり羊頭狗肉の感がありますね。教段の進歩だといふお話を思えないですね。さらに執行停止の申し立てをして、執行停止しないといふ決定をした場合には、これに対し不不服の申し立てができますか。

○政府委員(野木新一君)　本案では、これに対するたとえば特別の不服申し立てをするという点は認めておりません。ただ執行停止が違法だという場合には訴訟という道は残されております

が、本案としては格別なあれは認めて
おりません。

○鶴鳴西大君 せいかく執行停止とい
う項を掲げて、こういうしかも……、
それでは、訴願法の十二条よりも數段
進んでおるというお話なんですかけれど
も、問題は、執行を停止しないという
決定をした場合に、それに対しまさ
に異議申し立てができるないということ
では、これはもう前とあまり変わらぬ
じゃないか、訴願法とあまり変わらぬ
じやないかということにいよいよなつ
てくるのじやないでしょうか。

なりまして、こういうふうに詳細に規定したやうのものは、やはり法律といたしましては、執行停止相当の場合には、やはり執行停止したほうがいいんだといふようなそつちのほうに前向きにできておる法律でございますから、これがやはり行政管理庁等の指導なりによりまして、この法律の精神をよく普及徹底さして、運用上よろしきを得れば、現在よりもはるかに効果があるのではないかと存する次第でござります。

その点も問題を残して、私としては残して前のように進みますが、もう一つは、せっかくこういう案がいろいろある形のものが出てきておるんですけども、一番重大な審査関係ですね、これが前と同じなんですね、進歩がないわけですがね、この面についてもっと根本的に考える必要があつたんじゃなかつたというふうに思うのですが、これはどうも閑籠空曠を矢く感じがするんですけれども、こういう審査機関が新しく作られなかつたとこだすね、これはどうも御質問をいたしたわけですねけれども、な気がしますね。どういうわけでこいつら審査機関といふものを作られたのかつたのでしょうか、その点を伺います。

る。したがつて、その当否を判断する場合に、純然たる第三者がすべての問題について判断するということにつきましては、その面からも一長一短があるというふうに考えます。それらの点から、当該処分厅あるいはその上級官厅あるいはそれに準ずるもの、それ以外の純然たる第三者的な訴願厅といふような構想が実現をしなかつたのではないか。また、しなかつたとすればそれはにはそういう理由があるというふうに私考えておるわけでございます。したがつて、簡易迅速を主眼とする不服制度といたしましては、やはりこういう制度で、現行の体制で、この法案に認められましたような体制でやることが、さしあたり一番能率的ではないかというふうに考えております。

府を監督する、統制をするという、そういう点がどうしても重点になつていて、それから、第三機関といふものを置きたがらない。置かないといふことにないのじやないでしょうか。簡易迅速といふ言葉もありましたけれども、それはまあ使いようの話であつて、やはり原則がそこにあるからそりやうなことになりますのではありませんか。

たことの利益がある反面、先に申し上げた不利益もある。その不利益をやはりしおくるんじやないか。また、しかも行政機構も煩雜になるし、簡易迅速という点から見て少し速さかるんじゃないかというような議論もありました。そうしてそれもやはり支配的にならず、次にそれならば、何か審理官みたいなものを置いてやつたらどうかが、いろいろな議論もありましたが、これもまたすべてについてそういうようにするのもどうかと、それは實際の運用上それぞれの省で運用できるんじやないか、たとえばきのうも申し上げました、が、省によってはたとえ各局でやつた処分について訴願が来たといふような場合におきましては、今の官房——中立のようなものが加わって、審議する官房の人ももとの局にいたこともあつたりするので、その知識もあるあるといつたようなことで、あとどう限り別個の人が見るといふような構造もとられておりますので、やはりさしあたつてそういう構造で運用してゆく、そして簡易迅速に国民の権利、利益の保護をはかるということがやはりこの際としては適当ではないかといふような結論になつて、この案に落ちついたわけであります。御指摘のように、問題点としては、やはりいろいろの点がまだ将来としては残つておるといましますが、御意見のような点も確かに一つの見解だと存する次第でござります。

局、その中の二、三人程度の人たちがさかれて、そしてそれも監察の合間を見て行政の実情相談、苦情相談に応じておられる、そうして二万五千件といふものを処理して、その中の半数は解説している、そしてそのほかのものについても誤解であるとかなんとかいうことで解決しているわけですね。ですから私はめんどうな話はないと思うんです。これはおそらくもう少し人員をふやして——もうちょっとふやせば十万件や二十万件は処理することはできると思うんです。一応行政監察局はある程度ほかの省と比べると、そういう意味では監察的な立場を持つてます、その程度の人間で今やつてるわけですね、それを少しばかり人間をふやせば十万件、二十万件は処理できる、どれだけ国民と行政との関係について是正できるかという点についてはこれ以上のことではないと私は思うんですね。ただ人間がふえるとか、どうだどうだといふ問題じゃないんじゃないでしょうか。現にやれるのですから、こんなないことないと思いますがね、どうも私は今のお話になつたのでは納得できないんですがね。まあきよらはここで一応終わります。

ための意図を表示したのにかかわらず、一年以上も大体その物件の手渡しがない、こういうような案件が起つた場合ですね。取り扱い商社は、たとえばアメリカで取り扱い商社は日本の取り扱い商社に、これは何か契約事項でもつてその取り扱いを行なつておるのだと思いますけれども、いずれのそこの取り扱いのものが大体担当者として該当するのか、その受け取る側からすればですね。その場合、税関がこれは入っております。それから税関と日本の取り扱い商社との関係はどうなつておられるのかという問題が一つありますね。その場合には、ちょっと調べてみますと、税関の何か委任規定みたいなものがあつて、商社の代理人が税関業務の一部代理を行なうという何か制度みたいなものになつておるようなんであります。ですから、税関そのものが手を下さいで、委任を受けた商社の職員がこれを行なうというその関係が一つあるわけなんです。

す。そういう取り締まり規定ができるのでありますけれども、具体的な事例としては、地域の風致地区に居住する者の居住権の侵害とか、あるいは場の建築とかといふような場合が起つて、住居者がこれに対し不服を申し立てようとする場合、手続としてはどういう手続をとるか、具体的な二つの問題を掲げて御質問申し上げます。

○政府委員(野木新一君) 実は私、税関関係のはうにはあまり詳しくありませんので、びつたりそれに適合したお答えは今すぐにはできかねると思いますが、一応この不服審査法の視点から見て、抽象的に考えてみると、税関はいろいろの職務を——通関に関する許可とかいろいろな職務をすると思われたといふような場合ですね。それにつきましては、外国の商社もこの法律では「国民の権利利益の救済をする」と書いておりますが、これは外国の商社はその場合に国民と同じような立場に立つわけでありますから、外国人なり外國商社もやはり行政処分によつて権利を害されたといふ場合には、この法律から除外しておるという御言じやありませんから、外國人なり外國商社もやはり行政処分によってはたしてそういう場合になるかど思ひます。それから御指摘の具体的の場合は、たしかに申し上げかねますが、抽象的の理論としてはそななると思います。

それから税闇のほうで、何か商社のはうに職権の委任の規定があるかどうか。これは具体的の条項を存じませんから何とも言えませんが、法律によつてはまあ権限の一部を委任することができるこというような条文もあるのはあります。するから、税闇関係の法律にそらいうものがあれば、その委任を受けたものもその限りで行政庁ということになつて処分をする。公権力の行使に当たるような権限を委任されれば、その限りで行政庁であつて行政権分をするということになると思います。したがつて、それに対して不服申し立てができる場合にはどこに不服申し立てが行くかと申しますと、その税闇の法律にそれを書いておるわけであります。ただ、委任ということがあります。ただ、委任された場合に審査請求できるということになります。ただ、税闇のように非常に事件が多いというような場合においては、黙つて何ともなければそのまま級行政庁に審査請求できるということになります。ただ、税闇のようには、非常に異議申し立ての制度を認めておればその処分をやつたところあるいはこれと同視されるところに異議申し立てができる。そしてさらに異議申し立てに対して今度審査請求という場合もあり得ると存じます。抽象的にはそういうことになるかと存じます。

規になると存じますので、それに対しても直ちに不服申し立てをするということにはならないのではないかと存じます。ただ、その規則において一般に地域を指定して一般にある行為はできない、しかし、こういう場合には許可があればできるといったような場合には、その許可を申請して、それに対して不許可になったというような場合には、これはそれで行政処分ではつきり不服申し立てをするということに乗つてくるわけあります。御指摘の場合が何か工場を作つてその近所の人が何か事實上の迷惑をこうむるといふような場合に、ここに言うただ権利、利益を奪された、権利を奪されたといふことはあるいはちょっと言えない場合が多いのではないかと思いますし、利益といふ場合にはそういうやうな、何と言いましょうか、ばく然たる近所の利益、近所に住んでいる人たちが迷惑をするといったような抽象的な事實上の利益は、そこにはここにいう審査手続で保護していくこうとしている利益に該当するかどうか。これは少し問題があるのでないかと存ずる次第でござります。

わばいい政治の一つの現われですか。口だ。その大切な窓口を生かしていくのに、今具体的な二つの例をやりましたけれども、これは二つともがそのままにしておけば泣き寝入りの事件です。年に、実際には、聞いてみますと、一年も一年半も放任されて泣き寝入りをするという事件なんですね。だから、これを一つのいい例にして今ちょっと問題として取り上げたわけですが、一般的のないわば権能、権限もない、法律的に言えば、日本国の国民であることは明確でありますけれども、その者がたまたま外國から品物を送ってくるという通知をもらい、それから商社からも品物が着いたという通知をもらい、そしてその物件の内容も明らかになり、税關の手続も了したということがわかれり、なおかつ、品物がもう一年半以上も来ない。こういう場合、私はその商社の不誠意とかなんとかいうことだけをこの際考えるのではないに、機構上の問題についてある程度明らかにしながら、そういうことが起こらないようになるのが一つだと思います。ももちろん起つたら、これに対する的確な解決の方策を考えてやる、これも一つだと思ふ。そこで不思議なのは、大蔵省の関税局にこの問題を持ち込んで、そして品物がなくなつたときに、一体どうするにあなたほうでは処理するのかと聞いていたところが、簡単にこう言つてきましたよ。往々にしてそういう事件はありますから、全く手がつけられません。これは一体何を意味しているのかといふことになれば、私たちとしては、これはもう法政国家に住んでいる

よ
う
な
気
が
し
な
い
ん
で
す
よ、
そ
こ
ま
で
い
け
ば。

もう少し具体的に問題を言うと、まず第一に、一体商社というのはどういう立場なのか。ただ、品物に保険金がついておって、紛失した場合にはその保険金だけを支払えばいいんだと、紛失したときの手続事項はそれだけでいいんだということでは、それはあまりにも信用上けしからぬことだと思う。それからもう一つは、税関が物件に対して幾らの税金をかけるべきかといふ、品物に対する何といいますか、査定といいますか、それを税關がみずからやらないで、商社の何か、私が聞いたのでは、小使い役みたいな、年令かなう言えども、二十才か二十才前のようなら者もいるようありますけれども、そういう者に物件の査定を行なわせて、それが品物の税額というものを決定して送り込んでくる。貿易関係には私ではないんだと思うんですね。個人の品物のそこ、その他にあるんじやないかと思うんですが、そういう取り扱いをしている。私は、これも行政上としておおかしいと思うのですがね。そういう事件が起つたときに、もう少し商品のマーカーに解決する窓口というものを作つてやっておくべきじゃないか。それが一体できているかどうかというところなんですよ。まず第一問として、○政府委員(山口一夫君)　ただいまのお話は非常に具体的なお話でございまして、どういうべきかで、どういうべきかをきまして、なお詳細に承知いたしませんが、私も的確なお答えがいたしかねますが、商社と商社との関係は、これは個人同士の関係でございます。した

な事件が起りますれば、それによって救済を求める。商社と商社との間の問題だうう思います。その間に、行政方が取引の間に何らかの関係で中間に介在して、しかもその介在した行政の措置が不当であった、そのために当然入るべきものがおくれた、あるいは入らなかつたということになれば、その限りにおきまして、当然この手続に乗る、行政方が関与し、その行政方の処分によつてそういうことが起るということであれば、この手続きに乗ると思います。しかし、事件の内容そのものをもう少し明確に私どものほうで了解いたしました後でないと、はつきりどうとも申せませんが、大体考え方としてはそういう考え方ができる。それから、税闘で一部事務を委任しているということです。さういふことは、これもおそらく処分とか、あるいはその他の行政行為に該当するものを委任するということは考えられないのですが、さういふことは考慮しないのであります。あるいはどちらかの手続の中の一部、書面の作成とか、あるいは上の方針のきまりましたものの整理といふような、何か中間の一部分の事務を、商社なり民間なりに依頼していることもあるいはあり得るかと思います。しかし、それが適当であるかないかといふことはあるんじやないかと思いますが、行政行為そのものについて委任をするということは一応考えられないのであります。いずれにいたしまして、そこまでは、ますその間に関与した行政庁、この場合ございますと税闘であるとか、税闘の関係の役所の行為

につきまして、一応不服の申し立てをなさるということによつて損害の救済をするはかる、あるいは現在行政管理庁で、先ほど先生の来られる前にお話の出ました苦情相談といよよな機関を通じまして苦情の実態を明らかにしてもらおうということがさしあたり考えられるんじゃないいかと思ひますが、非常に抽象的なお答えで恐縮でござります。

○横川正市君 私の答えとして欲してるのは、今私の言つたような事件の解決をここでどうすればいいかということを言つておるんじやないですよ。問題は、そういうよだな事件が起つたときに、国民の納得のいくよだな窓口というものを作る必要があるじゃないか。たとえば、大蔵省へ行きました、まあそういう事件は間々あるのですよということで歸される。それから税關へ行つた、そうすると、何月何日の証明書を持ってこいと言う。それから商社に行つた、取り調べておきます。——もう、せつかく品物をもらつたのに、半年、一年もの間、あつちの役所、こつちの役所といつて飛んで歩いて、今もつて解決しないといふばかりな話、いうのははずだと思うのだけれども、訴えられてみると、それは現存しているわけです。

これは、そういう事案ですから、私のほうで事件の内容は詳しく述べてしまふけれども、概略を言うと、アメリカの市民権を持つた日本人が日本へ旅行に來た、そしてキャノンのカメラを買つた。ところが、不幸にして事故でアメリカでなくなつた。ところが、身寄りがいないのですから、葬儀責任者というものが日本にある遺族に対してカメラだけは送り返してきた。

商社を通じて。それで、日本の取扱商社が品物がありましたと書きました。そのときの返事は、税金はおそらく微々たるものでしようから、商社が立てかえ払いをいたします。こういうふうに言つてきました。そこで今度は待つておったところが、いつまでたっても来ないので、何回も督促をしたところが、いや実はそういう品物はございません。本人が行つて今度は倉庫の中を調べたら、すでに品物のふたがあけられ、そこに品物があった。これは私の品物ですからというので、現物を確認してきました。ところが、その次に来たのは、今申しました四、五年前に買ったカメラよりもっと優秀なカメラができるおるのに、それの値段よりもっと高い税金がかかってきた。そしてその税金は一体何なんだといつて調べてみたところが、十九か二十才のあんちゃんが査定をした。これは委任でござります。そこで今度異議の申し立てといふことよりか、それはおかしいぢやないかといつたら、買った商店の証明書を持ち出しの証明書を持ってこいというので、京橋の税務署からやら行つて、そうして持ち出しの証明書、商店の証明書を持っていったところが、これでよろしくございます。それも三回ぐらい行つてゐるわけです。そうして今度、受付をやつてもう半年になるのに音信たもない。その間商社のほうから荷物のふたをあけるかぎがないかと言つて來た。かぎがあるわけではないですよ。すでに一回は品物をかけて中の物を調べた、あけて、あることを見てきたのですから、一休何でかぎが必要なのかと言つてやつたら、それきり三月間にわたつて何の返事も

ない。こういう事件なんですよ。概略として。私はおそらく国民の当然取得すべき権利が不法に行政官庁の誠意の取り違いによって全く侵害をされているのです。こういう複雑な事件でなくともたくさんあると思うのです。そういうものがすぐ窓口を通してスマートに期待に沿るように解決をしてやれないものかどうか。そういう意味でこの法の運用ができるかどうか。その点をお聞きしているわけです。私がおそらく言ふような格好にはなっておらぬでしよう。むずかしいいろいろな過程になっていて、お役所というところはおつかないところだから行かないほうがいい。閑古鳥が鳴く格好になると私は考るわけですが、そういうことのないような方針というものはあつてしかるべきじゃないか。それをもう少しあなたのほうで一般の国民の人たちに、今度は行政の不服審査法が通つて手続上こうなつた。最も簡単に窓口へ持つていったらあなたの方の不平、不满は全部解決します、こういうふうにやれるかどうか、こういう点ひとつお聞きしておきたいと思うのです。

いう建前で法律ができておりますが、これが運用されますためには、なむわれわれとして十分にその趣旨を行政庁のほうと一般の国民のほうと両方に対しまして徹底いたしまして、この法律の趣旨どおり気軽に申し立てをすると、いう機運を今後とも醸成するよう努めて参りたいと、かように考えております。

れにこれは不服申し立てをすることができるか。これは知事が建設大臣か。これは委任事項で行なわれておるのでありますから、私は本来ならば建設大臣ではないかといふふうに思うのでありますけれども、そういう場合はだれがその不服申し立てを受ける当事者になるのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(野木新一君) ただいまの場合におきましては、私具体的に今その条文は記憶しておりませんので、的確なことは申し上げかねますが、都道府県知事が建設大臣の委任に基づいて規則を制定する、そよすると、規則といふのはおそらく抽象的な規則になつて、いわゆる法規であろうと存じます。その場合に、その都道府県知事の所轄のもとである役人がその規則を適正に執行しないということになる問題でありますて、適正に執行しないことによって何か風致地区を設ける趣旨をもつて何か風致地区を設けた立派の趣旨を害するというだけだとすると、どうもそれは国民の個人的と言いましまして、そこなら、風致地区を設けた立派の利益は、具体的の何か行政行為によつて侵害されたという場合に当たらないのではないか。その点にちよつと問題があるのでないかと存ずる次第であります。もしそれが具体的な処分でないのではないか。その点にちよつと問題があるのでないかと存ずるならば、それは黙つておわらば機関委任事務でありますから、都道府県事務の名前でやつたものならば、建設大臣に来ますし、都道府県知事が建設大臣に再審査の申し立てができることになります。もしされが上級官厅たる御事へ来るということに一応なり、さざなに建設大臣に再審査の申し立てができる

るという構造になつてゐるわけであります。○横川正市君 これは別のケースからいへば、燃煙防止だとそれから工場公害だとか、それから騒音防止だとか、いわばそういうものと大体類似のものじゃないかといふうに私は判断をするわけですが、ただ、風致地区といふのは一体これはどういう立法上の侵すべからざる保護を受けるべきものなのかどうかという点については、どうも法律も正確に書いていないわけですね。十三条を見ればわかるように、いろんな器物とか建物とか土を持っていくなかで、器物を損傷するなどということだけであつて、実際にはあまり明確に保護すべき趣旨を書いておらぬのが法律の内容で、その法律を受けて、一度は委任でもつて取り締まり規則を作らる。その取り締まり規則といふのは非常に抽象的なものだ。これは法律の一つの姿なんです。ところが、実際に東京都なんかの状態を見ると、保護規則はそういうふうに非常に不完全な面にもかかわらず、保護されなければならぬ立場にあるものが非常に多いわけですよ。具体的に言えば、工場公害それから騒音防止、燃煙防止とかいう、そういういろいろなものがあるのに、この法律といふのは実はあまり不完全な姿になり過ぎてゐる。そこで工場公害とかから安置も、これは保護することができないと、いう事態が起つて、そうしてこれに對して異議の申し立てをするということは間々あるわけですね。し

かし、その場合、単に住宅地区、あるいは隣地帯とかなんとかいろいろな規定がありますけれども、そういう規定の中で適法であつた場合には、苦情の申し立てをということはなかなかできない。というような格好になつてゐるわけですが。しかし、今度の場合は、私は不完全ながらも、風致地区という指定を受けたところにそういう居住者の居住権を侵害するような、そういう事態が起こつたといふ場合には、これは居住者としてはやはり不服申し立てをして、そういう事態について取り除いてもらいたい。そこで、今度の場合は、一体知事が委任事項を受けて取り締まり法規を作つた、その知事が居住民の利益に反する工場を許可したと、しかもそこは風致地区だつたといふ場合ですね、一体これは知事がやつた許可ですから、知事に不服申し立てをするのはおかしいから、これは当事者は建設大臣かといふと、何か建設大臣でもなさそうといふ話を聞くので、この点、法制局として見解はどうですかといふことを、これは具体的な問題で聞いているわけです。

という点は相当疑問ではないかと存ずる次第でござります。したがつて、このういうよろんなものに対する一体不服申し立てはどうするかという点につきましては、やはり法令制定行為に対する不服申し立てでありますから、これは何か別途、個人的利益、権利の救濟というよりも、いま少し抽象的な問題になりますから、これはやはりはたしてその陳情とか、あるいは政治的の色の立法改正の運動とか、そういう法に待つべきであつて、直ちにその法令の不適当な法令を是正するというよろなことは、これは不服審査手続には乗つてこないのではないかと存する次第でござります。

○政府委員(野木新一君) この事務は一種の機関委任事務になると思ひますから、建設大臣は所管の大臣として都道府県知事に対し指揮監督はできるのではないかと存じます。

○横川正市君 そうすると、これは指揮監督ができるような事態かどうかは、これは大きいか小さいかどうかということは別として、事実その委任を受けた都道府県知事が立法の精神に反した行為を行なつた、こういう事実が出てきた、その場合は、これはどういうことになりますか。そういう事実に基づいて被害をこうむつた国民側からいきますと、どういう手続をとつて、だれのところにその苦情を申し立てるか、こういうことになりますか。

○説明員(真田秀夫君) 私からお答え申します。

ただいま仰せられました風致地区の問題につきましては、どうも御質問の趣旨は、風致地区として指定がされまして、その区域内で風致地区的保護に対して、反するような趣旨の許可が行なわれた。これに対しても、たとえば隣人、周囲の人たちは、何か不服申し立ての道はないかという御質問のように承るわけですが、今の風致地区的保護のための行政処分——許可でございますが、これはもちろん機関委任事務だらうと存じます。したがいまして、その主務大臣であります建設大臣の指揮監督を受けるわけでございまして、建設大臣はその違法な都道府県知事の許可処分を是正するという方向で指揮権を発動することはあるらんあり得ることであります。また、国民のほうからその指揮権の発動を促すといふ、陳情と申しますか、それをすることももちろん可

能でございます。ただ問題になりますと、それは、そういう場合に、この本法によりますと、ところの不服申し立てをすることができるかということござりますが、それにつきましては、実はこういう問題があるわけでございまして、圃場地区の風致を維持するために行政処分は一体何を保護するためにやるかといいますと、それは風致の保護といふ一種のいわば公益でございます。公益が侵害されたという場合には、一個人がそれに対して不服申し立てを正式の争訟手段としてできるかという問題になりますけれどございますが、この問題につきましては、現在行政事件訴訟につきましても、あるいは訴願におきまして、当事者となる訴訟の当事者適格としてはどうしてもそういう要求があつて、やむを得ないのだといふような解釈でござります。公益が侵害された場合には、それでは一体何にも手がないのかということになりますと、これはそわざの法律におきまして、場合によりましてはそういう一類の民衆訴訟の道を開けるとか、あるいは場合によりますと、それはまた隣人の保護もかかるのであって、それはほつておけたましいのだと、隣人にそういう場合も敷衍の権利を与えるのが法律であるという趣旨をもし法律で盛り込みます場合はそのことを実体法規に書いていただく、そういたしますとこれを受けましてこの本法が動き出しまして、しかるべき

それはいわゆる民衆訴訟的な制度であり、リコールとか選舉を通じてそういう行政に対する国民なり住民の不満を表明する、こういう制度にならうと存じます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑ございませんか。——他に御発言があれば、両案の質疑は終局したもの認め、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言がなければ、両案の討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、行政不服審査法案全部を閲覧に供します。本案に賛成の方は、拳玉を願います。

〔賛成者拳玉〕

○委員長(村山道雄君) 総員拳玉と申めます。よって、本案は全会一致もって原案どおり可決すべきものと定いたしました。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案金型案を問題に供します。本案に賛成の方は、拳玉を願います。

〔賛成者拳玉〕

○委員長(村山道雄君) 総員拳玉と申めます。よって、本案は全会一致もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました二案について、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に知

元 御によ一 決を認 方部り 決を認 手題 また先に にとなは か信いる

言を求められておりますので、これを
許します。

○政府委員(宇田國榮君) ただいま可
決していただきました両法案に対しま
して、慎重審議、熱心なる御協賛を得
まして、まことに感謝いたしません。
御質問の要旨は、要するに、この運用
と行政の指導が中心であると考えられ
ますので、この点に留意いたしまし
て、万全を期し、御期待に沿いたいと
思います。ありがとうございます。

○委員長(村山道雄君) 本日は、これ
にて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和三十七年九月五日印刷

昭和三十七年九月六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局